

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第 1 項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 8 年 8 月20日

【事業年度】 第40期(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月31日)

【会社名】 ファーマライズホールディングス株式会社

【英訳名】 P h a r m a r i s e H o l d i n g s C o r p o r a t i o n

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 秋 山 昌 之

【本店の所在の場所】 東京都中野区中央一丁目38番 1 号

【電話番号】 03-3362-7130 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 沼 田 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中央一丁目38番 1 号

【電話番号】 03-3362-7130 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 沼 田 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	令和4年5月	令和5年5月	令和6年5月	令和7年5月	令和8年5月
売上高 (百万円)	51,608	52,030	54,466	63,508	69,512
経常利益 (百万円)	1,517	1,431	833	136	715
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 () (百万円)	447	333	351	367	114
包括利益 (百万円)	453	372	325	370	125
純資産額 (百万円)	6,699	6,987	7,442	6,918	6,859
総資産額 (百万円)	23,746	23,421	29,486	31,924	32,680
1株当たり純資産額 (円)	684.20	708.01	636.25	586.21	576.71
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当期 純損失金額 () (円)	47.99	35.45	33.41	32.48	10.01
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	36.29	26.89	-	-	9.62
自己資本比率 (%)	26.9	28.5	24.3	20.9	20.3
自己資本利益率 (%)	7.2	5.1	5.1	5.3	1.7
株価収益率 (倍)	15.2	17.2	-	-	50.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	713	2,520	2,714	1,311	3,278
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	292	703	3,120	4,462	1,975
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,034	1,072	2,771	939	181
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	3,991	4,734	7,100	4,891	6,012
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,544 (325)	1,555 (331)	1,848 (368)	2,039 (371)	2,031 (380)

(注) 1 第38期及び第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 第38期及び第39期の株価収益率については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	令和4年5月	令和5年5月	令和6年5月	令和7年5月	令和8年5月
売上高または営業収益 (百万円)	1,315	1,255	2,244	1,911	2,165
経常利益 (百万円)	406	415	1,078	481	787
当期純利益 (百万円)	122	82	1,036	195	157
資本金 (百万円)	1,274	1,298	1,961	1,961	1,961
発行済株式総数 (株)	9,673,785	9,746,645	12,060,381	12,060,381	12,060,381
純資産額 (百万円)	4,810	4,809	6,699	6,741	6,811
総資産額 (百万円)	14,562	14,071	19,392	25,633	25,411
1株当たり純資産額 (円)	492.05	488.13	577.28	575.03	574.03
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	14 (-)	14 (-)	20 (-)	14 (-)	14 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	13.11	8.77	98.47	17.28	13.72
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	10.03	6.78	94.30	16.59	13.19
自己資本比率 (%)	31.6	32.7	33.5	25.5	26.0
自己資本利益率 (%)	2.7	1.8	18.7	3.0	2.4
株価収益率 (倍)	55.5	69.7	6.6	28.1	36.9
配当性向 (%)	106.8	159.6	20.3	81.0	102.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	60 (5)	64 (4)	64 (6)	66 (6)	71 (17)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	95.7 (101.8)	82.5 (116.6)	89.4 (155.2)	70.6 (160.8)	75.1 (232.4)
最高株価 (円)	845	735	722	646	567
最低株価 (円)	678	605	523	456	479

- (注) 1 グループ全体の事業規模拡大のためのM & A推進にともない持株会社としての特性が強化されたため、今後の事業運営の実態をより適切に表示するために、従来は売上高として表示しておりましたが、第39期より営業収益として表示し、併せて従来は営業外収益として表示しておりました子会社からの受取配当金を営業収益に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、第38期の財務諸表の組替えを行っております。なお、第38期の経営指標等の大幅な変動は、ファーマライズ株式会社からの中間配当金1,000百万円を計上したことによるものです。
- 2 第38期の1株当たり配当額には、創業40周年記念配当額6円を含んでおります。
- 3 第40期の1株当たり配当額14円については、令和8年8月28日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。
- 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 5 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。
- 6 最高株価及び最低株価は、令和4年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部、令和4年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場、令和5年10月20日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2 【沿革】

昭和59年 6 月	東京都豊島区に株式会社東京物産を設立
昭和61年12月	本社を東京都文京区に移転
昭和62年 2 月	東京都文京区湯島に本店を開局し、調剤薬局の営業を開始
平成 8 年 8 月	本社を現在の東京都中野区に移転
平成 9 年11月	愛知県名古屋市の名古屋店に日本薬物動態研究所を併設
平成14年 4 月	商号をファーマライズ株式会社に変更
平成19年 2 月	株式会社ジャスダック証券取引所へ上場
平成19年 9 月	株式会社ふじい薬局を買収（北海道初進出）
平成21年 6 月	ファーマライズ株式会社をファーマライズホールディングス株式会社に商号変更 また、新設分割により持株会社体制に移行し、ファーマライズ株式会社を新設
平成23年 3 月	株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット、中北薬品株式会社、伊藤忠商事株式会社と業務資本提携
平成23年 6 月	ファーマライズ株式会社が株式会社レイケアセンターを子会社化
平成24年10月	株式会社寿製作所を買収
平成26年 1 月	岩渕薬品株式会社と業務資本提携
平成26年 2 月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
平成26年 5 月	株式会社ヘルシーワークと業務資本提携
平成27年 1 月	当社株式が東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
平成27年 6 月	有限会社ドゥリームを買収（沖縄県初進出）
平成27年10月	共同出資により、ドラッグストアチェーン「薬のヒグチ」を承継する会社として、ヒグチ & ファーマライズ株式会社を設立（ドラッグストアチェーンの取得）
平成29年 6 月	株式会社ミュートスを買収
平成30年10月	有限会社ケミストを買収
平成30年11月	アスパラントグループ株式会社及び同社が運営・管理する A G 2 号投資事業有限責任組合と業務資本提携
令和元年 6 月	薬ヒグチ & ファーマライズ株式会社を完全子会社化し、ファーマライズ株式会社に吸収合併
令和元年 9 月	ファーマライズホールディングス株式会社が、ファーマライズ株式会社が保有していた株式会社レイケアセンターのすべての株式を譲り受け子会社化
令和元年10月	株式会社メディカルフロントを買収。ポケットファーマシー販売株式会社を連結子会社化
令和 2 年 3 月	株式会社ヘルシーワークを買収
令和 2 年 3 月	株式会社ウィークを買収
令和 4 年 4 月	東京証券取引所の市場区分変更によりプライム市場に移行
令和 4 年12月	当社の100%子会社として北海道ファーマライズ株式会社を設立
令和 5 年 3 月	ファーマライズ株式会社を吸収分割会社、北海道ファーマライズ株式会社を吸収分割承継会社として吸収分割
令和 5 年 3 月	ファーマライズ株式会社が、HIGUCHI PH VIETNAM CO., LTD.を設立
令和 5 年10月	東京証券取引所のプライム市場からスタンダード市場に移行
令和 5 年11月	株式会社スズケンと資本業務提携、アスパラントグループ株式会社及び同社が運営・管理する A G 2 号投資事業有限責任組合との業務資本提携を解消
令和 6 年 1 月	G O O D A I D株式会社を買収 まちほけ株式会社を連結子会社化
令和 6 年12月	寛一商店グループより54店舗の事業を譲受 寛一商店グループより譲受した事業を、n e x t P H株式会社に吸収分割により継承
令和 8 年 1 月	株式会社三幸メディカルを買収（医薬品卸売事業を取得） 大洋薬品株式会社と有限会社平成薬品を連結子会社化

注）令和 8 年 5 月31日現在

3 【事業の内容】

当社（ファーマライズホールディングス株式会社）は平成21年6月1日付で新設型会社分割を行い、調剤薬局事業を新設子会社のファーマライズ株式会社が承継することで、当社は持株会社となりました。現在の当社グループは、持株会社である当社を中心に、連結子会社14社で構成されております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

それぞれの事業内容は以下のとおりであります。

（調剤薬局事業）

調剤薬局事業は、ファーマライズ株式会社、株式会社ケミスト、株式会社ヘルシーワーク、北海道ファーマライズ株式会社、GOOD AID株式会社、next PH株式会社、大洋薬品株式会社、及び有限会社平成薬品による、医療機関の発行する処方せんに基づき一般患者に医薬品の調剤を行う調剤薬局の経営事業であります。

（物販事業）

物販事業の主な内容は、ファーマライズ株式会社による化粧品等販売事業、コンビニエンスストア並びにドラッグストア等の運営事業であります。

（医学資料保管・管理事業）

医学資料保管・管理事業は、調剤薬局事業の周辺業務として、株式会社寿データバンクが手掛ける紙カルテやレントゲンフィルム等の保管・管理事業であります。同事業は、全国の病院において震災対応や業務効率化のための建替・移転が活発に行われていることから、積極的な営業活動により事業基盤の安定化に努めております。

（医療モール経営事業）

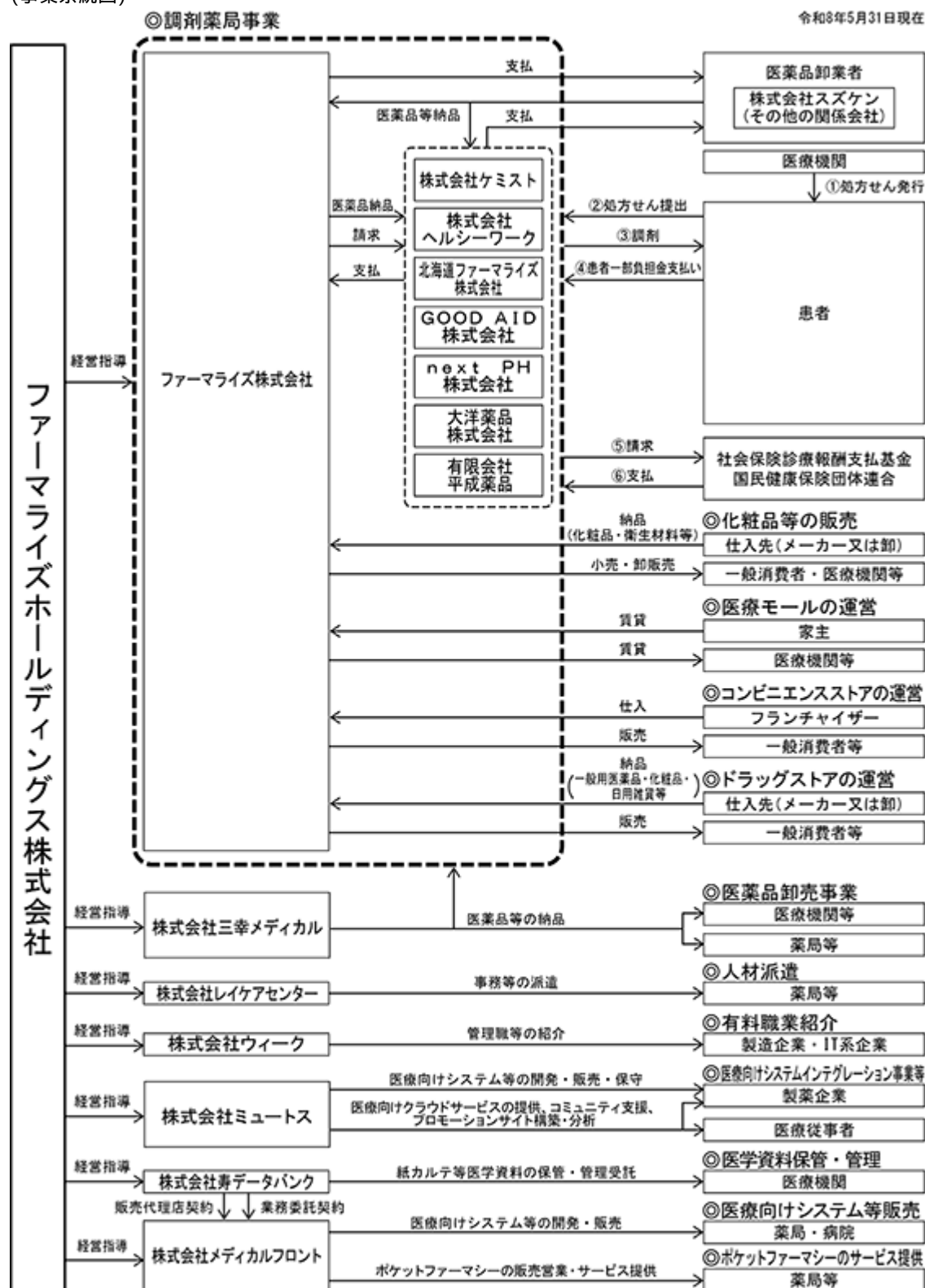
医療モール経営事業は、ファーマライズ株式会社がJR札幌駅内の「JRタワーオフィスプラザさっぽろ」で運営している医療モールに係る事業です。

（その他）

その他の事業の主な内容は、株式会社ミュートスで行っている製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業等、株式会社メディカルフロントで行っている医療関連ITソリューション事業等、株式会社レイケアセンターによる人材派遣事業、株式会社ウィークによる有料職業紹介事業、GOOD AID株式会社等によるデイサービス・訪問看護・有料老人ホーム事業、そして新たに株式会社三幸メディカルによる医薬品卸売事業が加わりました。

当社グループでは、これらの物販事業、医学資料保管・管理事業、医療モール経営事業及びその他の事業につきましても、調剤薬局のシナジー事業として収益機会の拡大に向けて鋭意取り組んでおります。

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万 円)	主要な 事業の 内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) ファーマライズ株式会社 (注) 1、3、5	東京都中野区	10	調剤薬局事業	100.0	—	役員の兼任 4 名 C M S 取引
株式会社レイケアセンター (注) 3	大阪府大阪市 中央区	60	人材派遣事業	65.0	—	役員の兼任 1 名 C M S 取引
株式会社寿データバンク (注) 1、3	栃木県足利市	320	医学資料保管・管理 事業	100.0	—	役員の兼任 1 名 C M S 取引
株式会社ミュートス (注) 3	大阪府大阪市 中央区	92	システムインテグ レーション事業	100.0	—	役員の兼任 2 名 C M S 取引
株式会社ケミスト (注) 3	長崎県諫早市	3	調剤薬局事業	100.0	—	役員の兼任 1 名 C M S 取引
株式会社メディカルフロント	東京都新宿区	38	医療情報関連事業	55.2	—	役員の兼任 1 名
株式会社ヘルシーワーク (注) 3	大阪府大阪市 北区	10	調剤薬局事業	100.0	—	役員の兼任 2 名 C M S 取引
株式会社ウィーク (注) 3	東京都文京区	20	有料職業紹介事業 企画販売事業	100.0	—	役員の兼任 2 名 C M S 取引
北海道ファーマライズ株式会社 (注) 1、3、6	北海道札幌市 中央区	10	調剤薬局事業	100.0	—	役員の兼任 2 名 C M S 取引
G O O D A I D 株式会社 (注) 3、7	愛知県名古屋 市中村区	50	調剤薬局事業	100.0	—	役員の兼任 2 名 C M S 取引
n e x t P H 株式会社 (注) 1、3、8	東京都中野区	10	調剤薬局事業	100.0	—	役員の兼任 2 名 C M S 取引
株式会社三幸メディカル	埼玉県狭山市	40	医薬品卸売業	100.0	—	役員の兼任等な し
大洋薬品株式会社 (注) 4	埼玉県狭山市	50	調剤薬局事業	100.0 [100.0]	—	役員の兼任等な し
有限会社平成薬品 (注) 4	埼玉県川口市	3	調剤薬局事業	100.0 [100.0]	—	役員の兼任等な し
(その他の関係会社) 株式会社スズケン (注) 2	愛知県名古屋 市東区	13,546	医薬品卸売業	—	20.1	役員の兼任等無 し

(注) 1 特定子会社であります。

2 有価証券報告書の提出会社であります。

3 当社では、グループ内の資金を一元管理する C M S (キャッシュマネジメントシステム)を導入しております。

4 議決権の所有(被所有)割合欄の[内書]は間接所有であります。

5 ファーマライズ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等

ファーマライズ株式会社

(1)売上高	43,106百万円
(2)経常利益	1,013百万円
(3)当期純利益	662百万円
(4)純資産額	7,451百万円
(5)総資産額	16,941百万円

6 北海道ファーマライズ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等

北海道ファーマライズ株式会社

(1)売上高	6,960百万円
(2)経常利益	24百万円
(3)当期純利益	9百万円
(4)純資産額	1,132百万円
(5)総資産額	2,120百万円

7 G O O D A I D 株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占め

る割合が10%を超えております。

主な損益情報等

GOOD A I D株式会社

(1)売上高	6,981百万円
(2)経常利益	33百万円
(3)当期純損失()	99百万円
(4)純資産額	894百万円
(5)総資産額	1,139百万円

- 8 n e x t P H株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等

n e x t P H株式会社

(1)売上高	7,588百万円
(2)経常利益	219百万円
(3)当期純利益	111百万円
(4)純資産額	2,756百万円
(5)総資産額	3,748百万円

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社の主たる事業である調剤薬局業界において、薬物療法のプロとしての指針は、「パーフェクト（完璧）」であります。このことから当社の社は「パーフェクト（完璧）」とし、これを当社の基本方針としております。次に掲げる経営理念をこの基本方針をもって、実践しております。

- ・社会的責任

医療に携わる企業として、社会的責任を強く認識し、「Perfect」を目指して積極的に活動していきます。

- ・サステナブルな未来へ

SDGsの取り組みを重要視し、全社員、ステークホルダーと対話を深めながら、サステナブルな未来へ向かっていきます。

- ・心を込めたホスピタリティー

一人ひとりが、信頼と安心を感じられるよう、知識、専門性、経験とノウハウを生かし対応していきます。

(2) 経営環境に対する認識

当社グループの主たる事業活動の場である調剤薬局業界におきましては、わが国の高齢者人口の増加にともない、国民医療費は増加基調にあり、処方せん枚数も増加を続ける見込みであります。一方で、医薬分業率の頭打ち傾向、薬価改定及び後発医薬品利用の促進などにより、市場成長の鈍化が予想されております。また、多数の薬局が混在する現状から、周辺業界からの参入も含めて再編成が進み、寡占化が進行すると想定しております。このような環境下、サステナビリティやデジタルトランスフォーメーションに対する取り組み強化も含めた競争力の増強、経営の効率化及び規模の拡大等、持続的な成長をもたらす経営基盤の構築が重要であると認識しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

令和7年6月25日付で公表しました「中期経営計画～Make a Leap 2027 足場を固め、さらなる飛躍へ～」（以下、本中計）では、新たにミッション・ビジョン・バリューを定義し、グループ全体として「地域の患者に選ばれ信頼される調剤薬局グループ」、「特に高齢者の健康維持・医療・介護ニーズにきちんと寄り添う調剤薬局グループ」を長期的なゴールに掲げ、以下の項目につき、それぞれ成長戦略を設定しました。

- （調剤薬局事業）

薬剤師のかかりつけとしての機能強化

患者中心の薬局運営の継続

応需処方せん枚数増加に向けた取組の徹底

- （その他）

M & A対応の高度化

調剤薬局事業以外の既存事業の再構築

企業としての持続的な成長（サステナビリティ）の推進

本中計策定にあたり、一定の不確実性を帯びるM & Aによる拡大は織り込まず、既存の基盤の成長のみで達成する計画であり、現実的かつ確実性の高い目標であると認識しております。

本中計期間においては、特に新たにグループ入りした会社・店舗のPMI（M & Aの統合プロセス）を早期に完遂させ、利益率や運営効率を引き上げることで、調剤薬局事業を基軸としたさらなる飛躍につなげて行くための足場固めの期間と位置付けております。

(4) 目標とする経営指標

本中計の最終年度となる令和10年（2028年）5月期における目標とする経営指標（連結ベース）は以下のとおりです。

項目	令和10年5月期
売上高	700億円
営業利益	16億円
当期純利益	7億円
ROIC ^注	4.5%

注：ROIC（Return On Invested Capital）＝税引後営業利益÷投下資本（純資産＋有利子負債）

(5) 対処すべき課題について

次なる成長期に向けての足場固め

本中計期間においては、当連結会計年度までに実施した大型M&A等によりグループインした会社・店舗の統合プロセスの早期完遂に注力します。横断的な部署間連携により、PMIを推進できる当社の強みを生かして、店舗・本部ともに既存のリソースを使った、オーガニックでの売上・営業利益確保に向けた体制を整備いたします。

体制整備を迅速に完了したのち、さらなる規模拡大へつなげてまいります。

変化への対応と質的向上

調剤薬局業界は医療法、健康保険法によって調剤技術料、薬価等が定められており、そのために隔年で実施される診療報酬の改定（直近では薬価改定は毎年改定）等の影響を受けます。また社会の変化につれて医療の質も時々刻々変化しており、調剤薬局に対するニーズも今後一層強まっていく半面、競争が激化しております。

当社グループは応需処方せん枚数を増加させるために、変化するニーズを適確に捉え、積極的にサービスをそのニーズに反映させていく方針であります。本中計では、店舗スタッフ一人ひとりが患者に寄り添い、地域の健康・医療の窓口となり、地域医療の推進に薬物のプロとして貢献することを基本方針の価値観と改めて定めました。具体的な中期的成長戦略としては、１．教育プログラムを整備し、患者一人ひとりと丁寧に向き合うことができる薬剤師のかかりつけとしての機能を強化すること、２．地域の皆様に必要とされる「相談できる薬局」を構築し、患者中心の薬局運営を継続すること、３．患者満足度（CS）を把握し、満足度のさらなる向上へ取り組みながら、医療機関あるいは介護保険等の施設へのアプローチをすること等、基本的な対応を大事にして推し進めることとしております。

またニーズに適切に対応するためには、最新の専門情報の収集・蓄積や薬剤師の質的向上が必要となります。当社グループは従来から学術研究の充実に取り組み、薬局業務に関するテーマについて自主的に研究を重ねるとともに、その成果を共有するための社内学術大会を開催して人材育成に投資してまいりました。また、教育・研修に関する専門部署を設けてリーダー人材育成の研修も実施してレベルアップを図ってまいりました。こうした様々な角度での教育実施を繰り返し行うことにより、質の高いかかりつけ薬剤師の確保につながり、変化への対応が可能になるものと考えております。

リスク管理の徹底

イ．調剤過誤への対応

調剤薬局は医療機関であり、患者の生命、健康に関わる業務です。特に調剤過誤は、健康を損なうおそれがあり、徹底的に防止することが使命であると認識しております。当社グループでは過誤のリスクに対し、委員会組織を設けてその防止に取り組んでおります。また、現場の店舗では「過誤防止検討会」を開催して、過誤、インシデント（調剤の過程で起こる何らかの間違い）の事例研究を行い、本部では「過誤防止委員会」が、各店の報告に基づいて全社レベルでの状況を把握し、対策を検討した上で対応を指導しております。過誤が発生した場合には、適正かつ迅速に対応するため「調剤過誤判定委員会」が過誤のレベルを判定し、重大な過誤が発生した場合には、「過誤対策委員会」が組織的かつ迅速に対応を決定し指示しております。

このように当社グループでは調剤過誤を防止するため、現場から本部まで連携の組織を設け、重層的な組織対応で防止に取り組んでおります。

ロ．個人情報保護への対応

調剤薬局チェーンは、膨大かつ重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、個人情報を取り扱う従業員や委託先（再委託先を含みます）に対して、適切な監督を行います。その主な内容は、１．個人情報保護方針の策定、２．個人データの取り扱いに係る規律の整備、３．組織的安全管理措置、４．人的安全管理措置、５．物理的安全管理措置、６．技術的安全管理措置です。

また、「個人情報保護委員会」を設け、すべての部門に個人情報管理責任者を配置しております。別途、店舗向け研修実施の他、実務レベルでのマニュアルを作成し、現場保管を義務付けております。このマニュアルの実施状況については随時内部監査・統制室が監査を実施し、随時フォローを行っております。その他、全従業員から「個人情報保護に関する誓約書」を徴求して個人情報に対する意識を啓蒙するとともに、入退室管理方法の徹底、情報廃棄方法のルール化等を行い、電子データの管理方法の徹底、暗号化等を行っております。

このように当社グループでは個人情報漏洩を防止するため、体系的かつ網羅的に対策を講じ、随時管理の精度向上に努めております。

オペレーションの効率化

広範な地域で多店舗展開を営む事業形態にあつては、店舗のオペレーションの効率化は必須の経営課題であり、これをＩＴ化等の投資によって推進できることが、大企業の優位性であります。また規制が多く、収益確保に制約の多い調剤薬局事業においては、オペレーションの効率化が個別の店舗の採算確保の基礎であります。こうした認識のもと、当社グループは店舗における煩雑な業務のオペレーションを常に見直し、効率化すると同時に、業務のＩＴ化等も推進して、店舗の運営コスト低減に努めております。

コンプライアンスへの取り組み

当社グループでは、コンプライアンスの認識不足に起因する不祥事の発生を根絶するために、コンプライアンス委員会を、そして法律上疑義のある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として社内及び社外に内部通報窓口を設置しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス計画を策定し、役職員に対するコンプライアンス意識の啓蒙・教育活動に徹底的に努めており、内部通報窓口では不祥事根絶へ向けた窓口体制の整備及び相談があった際の迅速な改善行動が取れる体制を整えております。

内部統制システムの強化

当社グループにおいて、内部統制システムの構築は最重要事項の１つと認識しております。当社では、内部監査・統制室を設置し、コーポレート・ガバナンスを担う各機関との連携を密にすることで、店舗やグループ企業の拡大にも柔軟に対応できる体制を構築するべく鋭意努めております。

本部業務の効率化とグループ組織構造の見直しによる収益構造の改善

わが国では高齢者人口の増加にともない国民医療費は増加傾向にあります。一方で薬価改定や後発医薬品使用促進強化等により、市場成長率の鈍化傾向が予想されております。また処方せん枚数も日数の長期化により単価は上昇しながらも枚数は減少していく傾向です。適切な対策なしでは利益率の漸減傾向は回避できないものと予想しております。

このような事業環境下においても適正な利益水準を確保していくために、本部業務オペレーションとグループ組織構造の見直しを進めてまいります。具体的には、子会社各社ごとに行っている管理部門業務の本社集約化、資金管理業務の本社集約化及びシステム化等により、業務効率化、金利の低減化等コスト削減に取り組んでいます。それ以外にも、恒常的な見直しを行いながら対象となる作業の自動化・効率化を図ることにより、コストの削減に取り組んでまいります。またグループ形態を変革し、役割分担やコストの見直しをしていくことで販売管理費の削減に努めてまいります。

サステナビリティに対する取り組み

当社グループは、薬物療法のプロフェッショナルとして地域医療への積極的な取り組みを通じて地域社会に貢献することを使命としております。そのためにも長期的に成長していくことが不可欠であり、環境・社会・経済などを将来にわたって適切に維持・発展させていくための持続可能性（サステナビリティ）を重視・配慮した経営をしていくべきであると考えております。こうした考えから、令和3年6月に設置したサステナビリティ委員会が中心となり、当社グループにとってのサステナビリティに関するリスクや機会の重要課題（マテリアリティ）を特定し、令和6年12月13日に「マテリアリティKPIの設定に関するお知らせ」にて公表したとおり、各マテリアリティに対する取り組みを具体化したKPIを決定しました。各KPIの進捗状況等につきましては、当社グループのホームページ等で適時性をもって報告してまいります。

デジタルトランスフォーメーションに対する取り組み

オンライン服薬指導、オンライン資格確認の導入、及び電子処方せんの運用開始など、政府が推進する医療デジタルトランスフォーメーション（以下、「医療DX」）は加速しております。これら医療DXに適應するため、当社のDX推進部とグループ会社のシステム開発会社（株式会社ミュートス及び株式会社メディカルフロント）との連携を強化して、IT技術を活用した働き方の見直しや各部門を一気通貫するシステム運用等、社内業務の効率化に留まらず、デジタルトランスフォーメーションを強化し、次世代薬局の構築に向けた取り組みを進めています。特に、昨今増加しているサイバー攻撃に対応するため、サイバーセキュリティ対策を強化し、安全で信頼性の高いサービスの提供に努めています。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取り組み】

1．サステナビリティに関する考え方及び取り組み

(1) サステナビリティ基本方針

持続可能（サステナビリティ）な開発目標（SDGs）と言った国際目標に取り組むことと、利潤の追求の両立を目指すことが企業にとっての重要なテーマとなっています。企業が持続的に成長して行く為には、環境のこと、未来の社会のことを考え企業活動を行うことが大切だと考えています。ファーマライズグループは、テーマとして掲げる「あなたの健康に寄り添う」ことを実践することで健康や医療、私たちを取り巻く環境、経済など社会に気を配り、持続可能な社会の実現のために行動いたします。

(2) サステナビリティの取り組み

当社グループは、サステナビリティに関するリスクや機会の重要課題（マテリアリティ）を特定いたしました。私たちににとってのマテリアリティは、グループの社是や企業理念に記されたミッションの実現、調剤薬局を含めたヘルスケア産業に求められている社会的な役割期待、予想される経済、政治、社会、技術、地球環境などの長期的展望の3つの「共通集合」のなかにあるという観点から、5つのマテリアリティを特定し、更により具体的な21の課題に落とし込みました。令和6年12月13日付に公表された21の課題に対応するマテリアリティKPIを経営戦略と紐づけることで実効性を高め、持続可能社会の実現への貢献と企業価値の向上の両立を目指します。

また、気候変動問題への対応をサステナビリティ経営の重要な取り組みと認識し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受け、金融安定理事会（FSB）が設立した「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」による提言に賛同しています。当社では気候変動に関する情報開示にあたり、TCFD提言の推奨する4つの開示項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）に沿って開示を行っています。

なお、現在、当社の重要課題（マテリアリティ）の見直しを進めており、その内容については内容がまとまり次第、公表する予定です。

以下の記載のうち将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

2．ガバナンス

「持続可能社会の実現」と「中長期的な企業価値の向上」を基本に事業を運営するため、当社グループは令和3年6月に「サステナビリティ委員会」を立ち上げました。加えて、当社グループのサステナビリティ推進を統括する事務局を当社経営企画部に設置しました。サステナビリティ委員会は、取締役会長を委員長、代表取締役社長を副委員長、常任委員を経営の執行側役員、必要に応じ委員長が指名した委員により構成されます。現状、年に3～4回開催されている委員会において、気候変動問題を始めとするサステナビリティに関する社会課題や環境課題を含めたリスクや機会を幅広く議論し、それらへの対応を事業戦略などに適時性をもって反映させます。

サステナビリティ委員会は、「取締役会」の諮問機関として、取締役会の指示に基づき、サステナビリティに関する課題に関して提案・報告を行います。取締役会は、気候変動を含めたサステナビリティ課題に係る基本方針や重要課題を踏まえた上で、総合的なコンプライアンス、リスク管理の観点から、事業戦略、投資計画、BCP等を審議・決定します。

３．戦略

（１）全体戦略

当社は、サステナビリティに関するリスクや機会の重要課題（マテリアリティ）、及びマテリアリティKPIを下記 から の過程を経て特定していききました。

直近の社会環境変化と当社の社会的課題の抽出

サステナビリティ委員会において、長期ビジョンの検討と社会的課題を抽出し、そのうえで企業理念・価値観や外部のステークホルダーも交えて情報の整理・検討。

社内外のヒアリング

従業員を対象にSDGsやサステナビリティに関する研修とアンケートを行い、幹部社員に対してはマテリアリティに関するアンケートを実施し、その内容について外部の有識者から意見を聴取。

グループ内における横断的な検討

アンケート結果を踏まえて、サステナビリティ委員会において、社会と当社グループに係るリスクと機会に関する重要課題（マテリアリティ）を検討。

選出された課題の優先順位付けとマテリアリティの特定

サステナビリティ委員会において、外部コンサルタントと意見を交えながら、マテリアリティの優先順位付けを行い、そのうえで最終的なマテリアリティの特定と対応策を検討。

５つのマテリアリティとそれらを具体化した21の課題に対して、マテリアリティKPIを設定

上記過程を経て、特定されたマテリアリティと設定された21の課題は下記のとおりです。

５つのマテリアリティ	21の課題	重要度 (リスク)	重要度 (機会)
健康と幸せを支える パートナー、 心を込めたホスピタリ ティ	・「かかりつけ薬局・薬剤師」としての予防医療と心と体の健康維持の追求 ・超高齢化社会に対応したヘルスケアサービスの提供 ・製品・サービスの安全・品質管理の徹底 ・情報管理とプライバシー保護の徹底		
新しい時代の地域医療 システムの改革と協創	・地域を支える包括ケアシステム/ネットワークの構築 ・社会保障制度や財政の持続可能性への貢献 ・ステークホルダーとの価値協創		
サステナブルな社会と 未来に向けての取り組 み	・気候変動問題への対応 ・循環型経済・社会実現への貢献 ・持続性あるエネルギー・天然資源の活用 ・生物多様性・地球環境の保全		○
“知識”と“優しさ” をもった人財の育成	・安全・安心・公正・健全な雇用環境の整備 ・ヘルスケア分野の技術革新やDXへの対応と貢献 ・人権重視経営の徹底 ・多様性、公平性、包摂性（DEI）を重視した経営		
「パーフェクト（完 壁）」な経営の基盤構 築	・コーポレート・ガバナンス体制の継続的な改善 ・法令順守・コンプライアンス、企業倫理、腐敗防止 ・自然災害へのレジリエンスの強化 ・基幹インフラの障害やサイバーセキュリティへの対策 ・リスク管理・BCP強化 ・ファーマライズ・ブランドの強化	○	

上記過程を経て、特定されたマテリアリティ K P I は下記のとおりです。

5つのマテリアリティ	21の課題	マテリアリティ K P I
健康と幸せを支える パートナー、 心を込めたホスピタリ ティ	・「かかりつけ薬局・薬剤師」としての予防医療と心と体の健康維持の追求 ・超高齢化社会に対応したヘルスケアサービスの提供 ・製品・サービスの安全・品質管理の徹底 ・情報管理とプライバシー保護の徹底	・連携薬局数/ 150店舗 ・かかりつけ薬剤師数：全店舗 1 人以上配置 ・在宅・施設調剤実施/全薬局の90%以上 ・薬局店舗のバリアフリー化率100% ・ハッキングによる情報漏洩件数0を維持 ・従業員の情報管理トレーニング完了率100%
新しい時代の地域医療 システムの改革と協創	・地域を支える包括ケアシステム/ネットワークの構築 ・社会保障制度や財政の持続可能性への貢献 ・ステークホルダーとの価値協創	・健康サポート薬局/ 110店舗以上 ・G E 医薬品比率のグループ平均90%以上 ・当社選定の一般用医薬品群を全店配置 ・認知症カフェ対応店舗の拡充（目標：50店舗）
サステナブルな社会と 未来に向けての取り組み	・気候変動問題への対応 ・循環型経済・社会実現への貢献 ・持続性あるエネルギー・天然資源の活用 ・生物多様性・地球環境の保全	・C O 2 排出削減/ 2022年度対比30%減 ・医薬品廃棄率0.07%以下 ・新店についてソーラーパネルを設置 ・既存店について再生エネルギー100%の電気プランへ切り替えを推進 ・取り組み内容について、引き続き検討中
“知識”と“優しさ” をもった人財の育成	・安全・安心・公正・健全な雇用環境の整備 ・ヘルスケア分野の技術革新やDXへの対応と貢献 ・人権重視経営の徹底 ・多様性、公平性、包摂性（D E I）を重視した経営	・健康経営優良法人の取得 ・平均残業時間20%削減 ・全薬局の60%にあたる主要薬局にクラウドサービスを導入 ・各種ハラスメント研修受講率100% ・パパ育休取得率50% ・育休・育短申請取得率100%維持
「パーフェクト（完璧）」な経営の基盤構築	・コーポレート・ガバナンス体制の継続的な改善 ・法令順守・コンプライアンス、企業倫理、腐敗防止 ・自然災害へのレジリエンスの強化 ・基幹インフラの障害やサイバーセキュリティへの対策 ・リスク管理・B C P強化 ・ファーマライズ・ブランドの強化	・独立社外取締役 1 / 3 以上維持 ・コンプライアンス研修を年2回以上開催、受講率100% ・全拠点での防災訓練年2回以上 ・普通救命講習 1 店舗あたり 1 名以上 ・災害時用の各拠点の備蓄100% ・U T Mの導入率100% ・サイバーセキュリティに関する研修・トレーニング等を年に 2 回以上実施 ・B C P事業計画書の再構築と浸透 ・流通が不安定であっても、必ず患者の手元に医薬品を届ける（医薬品手配100%） ・年に 1 回以上の患者・顧客アンケートの実施（患者・顧客の思いを受けとめる）

(2) 気候変動

当社グループは、気候変動問題はリスクとしても機会としても、非常に重要な経営課題であると認識しています。気候変動問題に関して、私たちが直面するリスクと機会並びに対応策について、以下の2つのシナリオに基づき検討・分析を行いました。

当社グループが直面している主要な気候変動関連のリスクと機会（シナリオ分析）

気候変動に関しては、主要国の温暖化対策の動向等により様々なシナリオが考えられます。当社グループでは、1)移行リスクシナリオ(1.5 以下シナリオ)、2)物理的リスクシナリオ(4.0 シナリオ)、の2つの代表的なシナリオを利用して、当社グループにおけるリスクと機会を検討しました。

1) 移行リスクシナリオ(1.5 以下シナリオ)

2050年(令和32年)までに地球規模で温室効果ガス排出量ゼロを実現する規範的シナリオ。政策、エネルギー・産業構造、資源価格等は、I E A「World Energy Outlook 2022」の「N Z E 2050シナリオ」、平均気温等気候変動に関する想定は「I P C C 第6次評価報告書」の「S S P 1 -1.9シナリオ」に原則として準拠。

2) 物理的リスクシナリオ(4.0 シナリオ)

現時点で公表されている温室効果ガス削減に関する政策や目標の撤回を含めて、気候変動問題に対する有効な政策が実施されないシナリオ。政策、エネルギー・産業構造、資源価格等は、I E A「World Energy Outlook 2022」の「S T E P S シナリオ」、平均気温等気候変動に関する想定は「I P C C 第6次評価報告書」の「S S P 5 -8.5シナリオ」に原則として準拠。

リスクと機会の選出と特定、またその対応策については、当社グループ企業の幹部社員への意識調査に基づき、サステナビリティ委員会が外部有識者の意見も踏まえて検討・決定しました。その主要な検討結果は、以下のとおりです。

リスク

	分類	顕現する時期	重要なリスク	対応策
1.5 シナリオ	政策・法規制	短期～中期	・カーボンプライシング導入(炭素税等)による電力料金や輸送コスト等の増加 ・G H G 規制強化による投資負担の増加	・電気料削減対策の推進、省電力設備、E V 導入 ・輸送・在庫管理システムの効率化と省エネルギー化 ・他社と共同したクリーンエネルギー活用の物流網構築
		短期	・情報開示コストの増大	・必要とされる情報を効率よく収集できる体制の構築
	市場	中期～長期	・サプライヤー側のコスト増による原料燃料価格の上昇リスク	・取引業者と共同でのコスト管理 ・適正な価格転嫁の実施
	評判	短期～長期	・環境関連対策や情報開示の遅れによるレピュテーション・リスクの増大(ブランド、評判、採用難、離職者増等)	・環境対策を始めとするサステナビリティ情報に関する情報開示や社内教育の徹底 ・G X (グリーントランスフォーメーション)の施策企画及び実施
4.0 シナリオ	慢性	中期～長期	・店舗の気温上昇・洪水等への対策費の増加	・店舗・事務所内の温度管理の推進 ・防水対策の実施
	急性	短期～長期	・大規模災害等の発生による営業停止リスク及び復旧コスト	・B C P の作成、災害対策の強化 ・ハザードマップ周知と避難訓練実施
		短期～長期	・異常気象を起因とした大規模災害発生後の医薬品供給の不安定化	・医薬品等の在庫確保及び備蓄分散によるリスクヘッジ

機会

	分類	顕現する時期	重要なリスク	対応策
1.5 シナリオ	政策・法規制	短期～中期	・再生可能エネルギー活用などによるクリーンで効率的な営業拠点整備	・店舗等へのソーラーパネル・HEMSの設置や省エネ性の高い設備等の導入
	評判	短期～長期	・環境関連対策や情報開示の強化によるレピュテーションの改善 ・環境対応の推進による人材維持・獲得	・環境対策を始めとするサステナビリティ情報に関する情報開示や社内教育の徹底 ・GX（グリーントランスフォーメーション）の施策企画及び実施
		短期～長期	・店舗の緊急時の補給拠点化など地域インフラの整備支援	・スマートシティ等への積極的な出店
4.0 シナリオ	慢性	中期～長期	・DXを活用した医療サービスの提供による新規取引拡大 ・高温多湿化や異常気象対策による商品ニーズの高まり	・DXによる販売ネットワークのBCP機能強化 ・ドローンを活用した物流ネットワークの整備 ・関連商品の売上増加
	急性	短期～中期		

財務的影響

移行リスクシナリオの中で、財務的な影響が特に大きいと予想されるのは、カーボンプライシン（炭素税導入）等による電力価格や輸送コストの上昇などです。物理的リスクシナリオの中で、財務的な影響が大きいと予想されるのは、大規模災害等の発生による営業停止リスク及び復旧コスト、店舗の気温上昇・洪水等への対策費の増加などです。その具体的な影響について、当社グループは試算を行う予定であり、同時に対応策の具体化を進める予定です。

４．リスク管理

サステナビリティ課題に関するリスクと機会については、サステナビリティ委員会を中心に、社内外ステークホルダーへのヒアリングや事業部・関連部門との議論を整理分類して明らかになった課題をもとに、５つの重要課題（マテリアリティ）を特定しています。気候変動問題を含めた「サステナブルな社会と未来に向けての取り組み」は、事業活動に関するマテリアリティの最重要項目のひとつとして認識しています。気候変動に関するリスクと機会に関しては、サステナビリティ委員会が幹部社員への意識調査に基づき重要なリスクと機会を特定しています。特定したリスクと機会に関しては、取締役会に報告され対応策が討議・決議されます。取締役会は、サステナビリティ委員会の報告に基づき、サステナビリティ課題を含めた総合的な外部的・内部的な経営リスクを勘案し、その相対的重要性や相互作用性などを考慮した上で、サステナビリティ課題に関する重要課題（マテリアリティ）の特定を行います。

なお当社グループは、経営課題に内在・関連する様々なリスクに対応するため、「コンプライアンス委員会」、「サステナビリティ委員会」を設置し、必要に応じて外部の専門家の助言を受け、リスク管理の充実に努めています。

５．指標と目標

（１）気候変動

気候関連リスク及び機会を評価する指標と目標

当社グループは、気候関連リスク及び機会を評価する指標として、温室効果ガス（ＧＨＧ）排出量を設定しております。ＧＨＧ排出量については、１）自社の製造プロセス・事業活動における重油・ガス等燃料使用による直接排出（Scope １）、２）他社からの電力・熱の購入等による間接的な排出（Scope ２）、３）Scope １、Scope ２以外の間接排出（Scope ３、当社グループの活動に関連するサプライチェーンの排出）のうちScope １とScope ２について、ＧＨＧプロトコルの基準に則して算出をしました。Scope ３についても、定重要なカテゴリーを中心に測定を進める予定です。

温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

１）削減目標

当社グループは、ＧＨＧ排出量について、2035年(令和17年)に向けてのScope １・Scope ２の合計の削減目標を設定する予定です。

国際連合「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）」第６次統合報告書では、地表の平均気温を産業革命前（1850年-1900年平均）比1.5 以下に抑制するためには、2035年(令和17年)までにＧＨＧ排出量を2019年(令和元年)比60％削減、2050年に実質ゼロにする必要があると指摘しています。当社グループは、各グループ企業において実施可能なＧＨＧ削減策と必要な対策を検討し、ＩＰＣＣの提言と整合する削減目標を設定する予定です。

現時点では、暫定的なＧＨＧ削減目標として、2035年(令和17年)に向けての中間年にあたる2030年のGHG排出量を2022年比30％削減、最終目標として2050年のカーボンニュートラルの実現を想定しております。

２）実績

当社グループの温室効果ガス排出量（Scope １・２の合計）は、2025年度(令和８年５月期)現在で5,924t-CO2eとなっています。2030年度における削減目標は売上高１億円当たりの排出量で2022年度対比30％の削減を目指します。

	2025年度(令和８年５月期)実績		削減目標（売上１億円あたりの暫定値）	
	総量	売上高１億円あたり	2030年(令和12年)	2050年(令和32年)
Scope 1	357t-CO2e	0.5t-CO2e	—	—
Scope 2	5,567t-CO2e	8.0t-CO2e	—	—
Scope 1 + Scope 2	5,924t-CO2e	8.5t-CO2e	6.7t-CO2e	実質ゼロ

3 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの財政状態、経営成績並びに現在及び将来の事業等に関してリスク要因となる可能性のある主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 調剤薬局事業・物販事業の法規制について

調剤薬局事業を行うに当たっては、関連する法令に基づき、各都道府県知事等に薬局開設許可及び保険薬局指定を受けるとともに、必要に応じて各都道府県知事等の指定等を受けることとされております。また、物販事業のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法）に基づく医薬品等の販売を行うに当たっては、各都道府県知事に店舗販売業許可を受けるとともに、必要に応じて各都道府県知事等の指定等を受けることとされております。また、食品・酒類等の販売についても、それぞれの関係法令に基づき所轄官公庁の指定等が必要とされております。その主な内容は下表のとおりであります。

当社グループは調剤薬局事業・物販事業を行うために必要な許認可等を受けて営業しており、これまで店舗の営業停止または取消等の処分を受けたことはありませんが、万一、法令違反等により、当該処分を受けることとなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

許可・指定・免許・登録・届出の別	有効期限	関連する法令	許可・指定権者	取消等となる事項
薬局開設許可	指定日から 6 年	薬機法	各都道府県知事	第75条第 1 項に該当した場合又は更新漏れ
保険薬局指定	指定日から 6 年	健康保険法	各都道府県地方厚生局長	第80条に該当した場合又は更新漏れ
労災保険指定薬局指定	指定日から 3 年、自動更新	労働者災害補償保険法	各労働局長	労災保険指定薬局療養担当契約事項の「指定の取消」に該当した場合
生活保護法指定医療機関指定	指定日から 6 年	生活保護法	各都道府県知事	第51条第 2 項に該当した場合又は更新漏れ
被爆者一般疾病医療機関指定	無期限	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	各都道府県知事	第19条第 3 項に該当した場合
麻薬小売業者免許	取得日の翌々年の12月31日	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事	第51条第 1 項に該当した場合又は再申請漏れ
感染症指定医療機関指定	無期限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	各都道府県知事	第38条第 9 項に該当した場合
指定自立支援医療機関（厚生医療・育成医療）指定	指定日から 6 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	各都道府県知事	第68条に該当した場合又は更新漏れ
指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定	指定日から 6 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	各都道府県知事	同上
高度管理医療機器等販売業許可	指定日から 6 年	薬機法	各都道府県知事	第75条第 1 項に該当した場合又は更新漏れ
管理医療機器等販売業届出	無期限	薬機法	各都道府県知事	第75条第 1 項に該当した場合
毒物劇物一般販売業登録	指定日から 6 年	毒物及び劇物取締法	各都道府県知事	第19条第 2 項及び第 4 項に該当した場合又は更新漏れ
店舗販売業許可	指定日から 6 年	薬機法	各都道府県知事	第75条第 1 項に該当した場合又は更新漏れ
農薬販売届	無期限	農薬取締法	各都道府県知事	第31条に該当した場合
酒類販売業免許	無期限	酒税法	各税務署長	第14条に該当した場合
食品営業許可	各自治体条例で定める期間	食品衛生法	各都道府県知事	第60条、第61条に該当した場合または更新漏れ
食品関係営業届出	無期限	食品衛生法	各都道府県知事	第60条に基づく処分を受けた場合

(2) 医療制度の改定について

近年、健康保険法の改定のほか、その他の医療制度の改定が実施されており、今後も各種の医療制度改定の実施が予想されます。その動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

平成15年度以降に実施された主な医療制度改革

平成15年 4 月	社会保険本人患者負担率の変更
平成15年 8 月	医療法改正に伴う病床区分届出期限
平成18年 4 月	後発（ジェネリック）医薬品使用推進のための処方せん様式変更
平成20年 4 月	後発（ジェネリック）医薬品使用推進のための処方せん様式変更
平成21年 6 月	登録販売者制度開始
平成22年 4 月	後発（ジェネリック）医薬品調剤体制加算の改定
平成24年 4 月	後発（ジェネリック）医薬品調剤体制加算の改定 薬剤服用歴管理指導料の包括的評価
平成26年 4 月	後発（ジェネリック）医薬品調剤体制加算の改定 調剤基本料の改定
平成26年 6 月	一般用医薬品販売ルールの変更
平成26年11月	薬事法から医薬品医療機器等法へ改正施行
平成28年 4 月	後発（ジェネリック）医薬品調剤体制加算の改定 調剤基本料の改定（門前薬局の評価の見直し） かかりつけ薬剤師指導料の新設
平成28年10月	「健康サポート薬局」の届出・表示・公表開始
平成30年 1 月	医薬品譲受・譲渡ルールの改正
平成30年 4 月	後発（ジェネリック）医薬品調剤体制加算の改定 調剤基本料の改定（大型チェーン薬局、敷地内薬局の評価見直し） 地域支援体制加算の新設 服用薬剤調整支援料の新設
平成31年 4 月	「調剤業務のあり方について」の局長通知（薬剤師以外の者が実施する調剤補助業務）
令和元年12月	医薬品医療機器等法の一部改正公布（薬剤師・薬局機能の強化、安全対策の充実・合理化、法令順守体制整備） 薬剤師法の一部改正公布（継続的服薬指導、調剤録記載項目追加）
令和 2 年 4 月	調剤基本料の改定（チェーン薬局、敷地内薬局の評価見直し） 地域支援体制加算の改定（算定要件の見直し） 対人業務に関する点数の新設（吸入薬指導加算、調剤後薬剤管理指導加算、特別薬剤管理指導加算 2、服用薬剤調整支援料 2、経管投薬支援料） 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の改定（算定要件見直し） オンライン服薬指導に関する点数の新設 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて」の通知(0410 対応)
令和 2 年 9 月	医薬品医療機器等法の一部改正施行（オンライン服薬指導）
令和 3 年 8 月	医薬品医療機器等法の一部改正施行（認定薬局制度、添付文書電子化、法令順守体制、課徴金制度）

令和4年4月	医薬品医療機器等法の一部改正施行（認定薬局制度、添付文書電子化、法令順守体制、課徴金制度） 調剤基本料の改定（大規模グループ薬局、敷地内薬局の評価見直し） 地域支援体制加算の改定（類型に応じた評価の見直し） 薬局・薬剤師業務の評価体系の見直し（薬剤調製料、調剤管理料、服薬管理指導料の新設） 薬局における対人業務の評価と充実（かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師への評価） オンライン服薬指導の要件と評価の見直し 電子的保健医療情報活用加算の新設（オンライン資格確認システム） リフィル処方せんの導入 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正施行（麻薬小売業者間譲渡許可業者間における譲渡譲受要件の一部変更）
令和4年9月	医薬品医療機器等法施行規則の一部改正施行（オンライン服薬指導対応場所の規制緩和）
令和4年10月	電子的保健医療情報活用加算の廃止 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の新設
令和5年1月	電子処方箋運用開始
令和5年4月	オンライン資格確認システム義務付け
令和5年5月	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更
令和6年4月	感染症法の改正施行（医療措置協定の法定化） 医療機能情報提供制度の全国統一運用開始（薬局機能情報提供の変更）
令和6年6月	報酬改定時期を4月から6月へ変更 調剤基本料の改定（賃上げに向けた評価、敷地内薬局評価見直し） 薬局機能に関する評価（医療DX対応、感染災害発生時対応、在宅訪問体制） 地域支援体制加算の改定（算定要件の見直し） 長期収載品に関する選定療養導入（令和6年10月施行予定） マイナ保険証利用の促進
令和6年12月	健康保険証の新規発行停止（マイナ保険証への移行）
令和7年5月	医薬品医療機器等法の一部改正公布（一般用医薬品の遠隔管理販売、調剤業務の一部外部委託、医薬品販売区分と販売方法の見直し、薬局機能の強化） 薬剤師法の一部改正公布（調剤済処方箋及び調剤録の保存期限変更）
令和8年5月	医薬品医療機器等法の一部改正施行（一般用医薬品販売ルール、要指導医薬品オンライン販売、指定濫用防止医薬品制度）

(3) 薬価基準の改定について

当社グループの調剤売上は、薬剤に係る収入と調剤技術に係る収入から成り立っております。薬剤に係る収入は、健康保険法により定められた「薬価基準」という公定価格によっております。また、調剤技術による収入も健康保険法により定められた調剤報酬の点数によっております。

今後、医療法の改定が行われ、薬価基準、調剤報酬の点数等が変更になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

最近の薬価基準の改定は次表のとおり実施されております。（薬剤費ベース）令和元年より毎年改定となりましたが、同年のみ消費税の増税と同時改定として10月に実施されております。

改正年月日	令和元年 10月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日	令和8年 4月1日
改定率 (%)	2.40	4.38	—（注）	6.69	—（注）	4.67	—（注）	4.02

（注）調剤報酬改定が行われない中間年度においては、厚生労働省より改定率（薬剤費ベース）が公表されていません。

(4) 医薬分業率の動向について

医薬分業は、医療機関と調剤薬局がそれぞれの専門分野で業務を分担することにより、国民医療の質的向上を図るために国の政策として推進されてきました。最近では医薬分業率の伸び率は鈍化しており、将来においても低下する場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 仕入価格の暫定措置について

調剤薬局業界では、薬価基準の改定が実施された場合、最終的な仕入価格を医薬品卸業者と妥結するまでの間、暫定価格（合理的であると見積もった価格）で仕入計上し、暫定価格と最終的な仕入価格の差額については医薬品卸業者との取引条件の妥結後、薬剤ごとに精算の会計処理をしております。

今後、暫定価格と妥結価格の間に大きな乖離が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 消費税等の影響について

調剤薬局事業において、調剤売上高は消費税法において非課税売上となり、一方、医薬品等の仕入は同法の課税仕入となるため、当社グループが仕入先に対して支払った消費税等は、租税公課として販売費及び一般管理費に費用計上しております。過去の消費税の導入及び消費税率改定時には、消費税率の上昇分が薬価改定幅に考慮されておりましたが、今後、消費税率が改定され、消費税率の改定が薬価改定に考慮されない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 人材(薬剤師)の確保について

調剤薬局事業は、医薬品医療機器等法により店舗ごとに一定数以上の薬剤師を配置することが義務付けられ、薬剤師法により調剤業務は薬剤師ではない者が行ってはならないとされております。また、物販事業のうち薬機法に基づく医薬品等の販売は、一般用医薬品の分類等によりその販売者が規定されております（要指導医薬品及び第1類医薬品については薬剤師のみが、第2類医薬品及び第3類医薬品については薬剤師又は登録販売者が行わなければならない）。当社グループは薬機法に則り、すべての調剤薬局において薬剤師の配置基準を満たしており、すべての医薬品等販売店舗においてその分類等による薬剤師・登録販売者の配置基準を満たしております。

薬剤師・登録販売者の確保は、調剤薬局業界及び医薬品販売業界共通の課題であり、出店や退職者の補充など、必要時に薬剤師・登録販売者を確保できない場合などは、新規出店計画や事業運営に支障をきたす場合もあり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 出店政策について

当社グループは、令和8年5月31日現在、調剤薬局を406店舗展開しております。今後も積極的な新規出店及びM&Aにより店舗数の拡大を図り、一方で不採算店舗については整理を行う方針であります。

医薬分業の進展に伴う出店競争の激化により、当社の出店基準を満たす立地が確保できない場合、主応需医療機関における分業の意思決定の遅れや競合激化により、出店後に計画通りの売上高が確保できない場合、主応需医療機関が移転、廃業した場合等には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

なお、最近5年間の調剤薬局の店舗数推移は以下のとおりであります。

(単位：店)

	令和4年5月期	令和5年5月期	令和6年5月期	令和7年5月期	令和8年5月期
新規出店	9	2	11	5	5
M & A	—	6	48	56	18
閉店・休止	6	9	8	11	18
期末店舗数	301	300	351	401	406

(9) 新規出店時のコストについて

当社グループの新規出店形態として土地及び建物を取得する場合と土地及び建物を賃借する場合があります。店舗の土地及び建物を取得した上で出店する場合には土地及び建物の購入代金、建築費、仲介手数料及び設計料等の費用が発生し、土地及び建物を賃借して出店する場合には賃貸人への保証金、敷金及び建設協力金が発生します。これらの出店時の費用については将来回収が可能であると判断した上で出店しておりますが、個別店舗の売上実績が事業計画を下回った場合や賃貸人が破綻するなど賃貸借契約の継続や保証金等の回収が出来なくなった場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 調剤過誤について

当社グループは、調剤過誤防止を調剤薬局のリスクマネジメントの最重要事項と認識し、調剤業務においては過誤防止システムの全店導入や複数体制の調剤チェックを行い、管理体制として社内に「過誤防止委員会」等を設け、過誤やインシデントの報告を義務付け、日常的に過誤防止を徹底しております。また、万一に備え全店舗において「薬剤師賠償責任保険」に加入しております。このように当社は過誤防止に万全を期しておりますが、万が一重大な調剤過誤が発生した場合には、社会的信用の失墜、訴訟の提起による損害賠償等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 個人情報の保護について

当社グループは、各事業の特性に応じて個人情報保護及び情報セキュリティに関する管理体制を構築しております。調剤薬局事業では、調剤業務を行うために患者情報を取得・保管しております。この中には個人情報保護法に定められた個人情報が含まれております。当社は個人情報保護を最重要管理項目と認識し、社内に「個人情報保護委員会」を設置しております。個人情報保護委員会は、個人情報保護担当役員を委員長、管理部長を副委員長とし、本社各部門長からなる委員で構成され、定期的開催されています。

さらに全社員から「個人情報保護に関する誓約書」を取得しております。また、情報の利用・管理に関してはガイドラインを定めて、保護管理を徹底しております。

カルテ等の医学資料保管・管理事業においては、医療記録等の機微な個人情報を取り扱うことから、プライバシーマーク制度及びI S M S 適合性評価制度の認証を取得し、認証基準に則った適切な管理及び運用を行っております。

人材派遣事業においては、登録スタッフ及び顧客企業に関する個人情報を取り扱うことから、プライバシーマーク認証を取得するとともに、個人情報保護に関する教育の実施、社内規程及びマニュアルの遵守徹底、適正な保管及び廃棄手続、事故発生時の報告体制の整備等を通じて、個人情報の適切な管理に努めております。

I Tソリューション・システム開発事業においては、顧客から受託した情報資産及びシステムを取り扱うことから、プライバシーマーク認証を取得するとともに、情報セキュリティポリシーに基づき、アクセス権限管理、多要素認証、エンドポイントセキュリティ対策、脆弱性対策及び監視体制の強化等を実施し、情報漏えい及び不正アクセスの防止に努めております。

当社グループでは、個人情報を適正に保護管理するための社内体制を強化していますが、万が一事故及び犯罪行為等により個人情報が漏洩した場合には、社会的信用の失墜、訴訟の提起による損害賠償等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 借入金の影響について

当社グループは、出店に際して設備投資資金の大部分を借入金によって調達しております。今後の金利動向によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

連結ベースの有利子負債構成比

項 目	令和6年 5月期	令和7年 5月期	令和8年 5月期
有利子負債残高（百万円）	12,750	14,280	15,153
総資産（百万円）	29,486	31,924	32,680
総資産に占める有利子負債の構成比（％）	43.2	44.7	46.4

（注）1 上記「有利子負債残高」は各期末時点での残高であります。

2 上記「有利子負債残高」は、1年内返済予定の長期借入金、長期借入金及びリース債務の合計額であります。

なお、財務制限条項の詳細については、「第2 事業の状況 5 重要な契約等（財務上の特約が付されたローン契約）」をご参照ください。

(13) 固定資産の減損会計適用について

当社グループの固定資産は、その大半が店舗の運営に供されておりますが、この中には不採算店舗及び一部遊休状態となっているものもあり、平成15年10月31日付「企業会計基準委員会」から公表された「固定資産の減損会計の適用指針」に則って、平成18年5月期より同会計基準及び同適用指針を適用しております。

当社グループは今後不採算店舗については、増収努力とコスト削減による店舗利益の向上を目指すと同時に、一部不採算店舗については閉鎖、売却等を進め、対策を講じる方針であります。しかしながらこれらの対策が思うように進展しなかった場合には、追加的に減損を認識する場合があります、この場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度は当社グループで48百万円（前年同期184百万円）の減損損失を計上しております。

(14) M & Aの実施とのれんの減損処理について

当社グループはスケールメリットを確保するためにM & Aを積極的に推進する方針であります。M & Aの実施に当たっては、事前にリスクを把握・回避するために、対象企業の財務内容等につきデューデリジェンスを行っております。しかしながら、買収後に予期しなかった問題が生じた場合や、事業環境の変化等により業績が計画通りに進展しない場合、のれんの減損処理を行う必要性が生じる等、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は以下のとおりであります。

経営成績等の状況の概要

当連結会計年度（令和7年6月1日～令和8年5月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の通商政策や中東情勢の影響による世界的な景気変動リスクに加え、国内の物価上昇への懸念もあり、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは令和7年6月25日に本中計を公表いたしました。新たにグループ入りした会社・店舗のPMI（M&A後の統合プロセス）を早期に完遂するとともに、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能強化を図り、経営基盤の強化に取り組んでおります。また、コア事業である調剤薬局事業を基軸とした成長戦略に注力し、さらなる成長の実現を目指しております。

本中計では、新たにミッション・ビジョン・バリューを再定義し、「地域の患者に選ばれ信頼される調剤薬局グループ」及び「特に高齢者の健康維持・医療・介護ニーズにきちんと寄り添う調剤薬局グループ」を長期的なゴールに掲げ、以下の成長戦略を推進しております。

< 調剤薬局事業 >

薬剤師のかかりつけとしての機能強化

患者中心の薬局運営の継続

応需処方せん枚数増加に向けた取り組みの徹底

< その他 >

M&A対応の高度化

調剤薬局事業以外の既存事業の再構築

企業としての持続的な成長（サステナビリティ）の推進

令和10年5月期には、売上高700億円、営業利益16億円、ROIC4.5%の達成を目指しております。

当連結会計年度においては、前連結会計年度までに推進してきたM&Aにより調剤薬局事業の規模拡大を図るとともに、統合活動を迅速に進めた結果、売上高の拡大と収益性の改善を実現いたしました。

また、令和8年1月30日に公表した株式会社三幸メディカルグループの取得は、同社の医薬品卸売業との連携による医薬品流通体制の強化及び収益力の向上に加え、関東エリアにおけるドミナント戦略の推進に資するものであり、今後の収益貢献を見込んでおります。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高69,512百万円（前年同期比9.5%増）、営業利益979百万円（同233.5%増）、経常利益は715百万円（同422.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は114百万円（前年同期は367百万円の損失）となりました。なお、グループ会社であるGOOD AID株式会社及びnext PH株式会社につきましては、決算期の変更により、それぞれ14カ月間の実績を計上しております。

売上高につきましては、M&Aによる店舗数の増加にともない調剤売上高が増加し、増収となりました。

利益面につきましても、調剤薬局事業における収益性改善に加え、既存店舗及び取得店舗の寄与、グループ全体における本部業務の効率化による販管費の低減等により増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益においても黒字転換となりました。

なお、セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

（調剤薬局事業）

前連結会計年度までに実施したM&A及び新規出店により店舗数が増加し、応需処方せん枚数が増加いたしました。また、前連結会計年度から継続的に既存店舗における地域支援体制加算等の施設基準の取得による調剤技術料の算定強化に取り組み、売上・利益ともに堅調に推移いたしました。M&A後の業務統合や運営効率化を進め、販管費の低減にも取り組みました。

この結果、当連結会計年度における調剤薬局事業の業績は、売上高59,331百万円（前年同期比12.7%増）、セグメント利益1,386百万円（同139.8%増）となりました。

当連結会計年度末における調剤薬局店舗数は、前連結会計年度末から23店舗増加、18店舗減少の406店舗となりました（うち令和8年2月13日にグループ入りした株式会社三幸メディカルグループによる増加は16店舗）。

薬局運営面につきましては、本中計の成長戦略に基づいた 薬剤師のかかりつけとしての機能強化、 患者中心の薬局運営の継続、 応需処方せん枚数増加に向けた取り組みの徹底、以上についてタスクフォースを設置して取り組みを進めました。

では、かかりつけ薬剤師に特化した教育プログラムとして、当社独自のマインド及び行動基準の浸透を目的と

したオンライン研修を構築し、各店舗への提供を開始しております。当連結会計年度においては全店舗で4回実施し、活動事例の共有及び社内表彰等を通じて現場の意識向上を図っております。

におきましては、国の掲げる患者のための薬局ビジョンに基づく取り組みとして、当連結会計年度末における当社グループの健康サポート薬局は81店舗、地域連携薬局は86店舗、専門医療機関連携薬局は3店舗となっております。

また、当社オリジナルの認知症カフェである「カフェにやーまらいず」の展開を継続しており、当連結会計年度末時点で全国109店舗、累計248回の開催実績となり、追加目標値とした100店舗を上回る結果となりました。相談機会の創出を通じて、少しずつではありますが来局者の増加にもつながっております。

さらに、令和7年12月より当社グループの公式LINEを開設（当連結会計年度末約5,300人の友だち登録）、処方せんのネット受付、割引クーポン配布、その他イベント等の通知を行い来局者増加による応需処方せん枚数の増加に取り組みました。また在宅・施設調剤獲得にも力を入れた結果、当連結会計年度における地域医療（在宅・施設調剤）の処方せん枚数は597千枚（前年同期比4.6%増）、売上高は4,585百万円（同5.4%増）となりました。

（物販事業）

前連結会計年度における不採算店舗閉店に加え、収益性の高いドラッグストア店舗の一時休業や競合出店の影響、並びに季節性医薬品の販売不振がありました。これに対し、マーケティング戦略及びプロモーションの見直しを進めるとともに、店舗開発を強化し、収益性の高い店舗の出店に取り組みました。

この結果、当連結会計年度における物販事業の業績は、売上高は8,042百万円（前年同期比7.5%減）、セグメント利益は83百万円の損失（前年同期は44百万円の損失）となりました。

また、当連結会計年度末における店舗数は、前連結会計年度末から新規出店により1店舗増加、閉店により4店舗減少し、40店舗（調剤併設店舗を含めた場合は52店舗）となりました。

（医学資料保管・管理事業）

医学資料の保管料収入が堅調に推移したことに加え、一時的な保管資料廃棄に係る収入計上が実現し、さらに労務費等の費用削減も達成しました。

この結果、当連結会計年度における医学資料保管・管理事業の業績は、売上高は647百万円（前年同期比6.1%増）、セグメント利益は100百万円（同95.1%増）となりました。

（医療モール経営事業）

医療機関からの収入は安定的に推移しておりますが、一部テナント医療機関の退去にともなう一時的な減収がありました。空室については誘致活動をしており、立地優位性を背景に早期の補充を見込んでおります。費用面においては、給与水準の引き上げ等にもとない労務費が増加した一方で、計画していた医療機器の更新が延期となったことから、減価償却費の増加は抑制されました。

この結果、当連結会計年度における医療モール経営事業の業績は、売上高505百万円（前年同期比1.3%減）、セグメント利益87百万円（同15.2%減）となりました。

（その他）

有料職業紹介事業においては、とりわけ高単価のエグゼクティブ・プロフェッショナル層の案件成約数が減少しました。訪問看護事業においては、訪問回数が減少しました。また、医療関連ITソリューション事業においては、新製品開発にともなう償却費の発生等により、コストが先行しております。

この結果、当連結会計年度におけるその他事業の業績は、売上高は986百万円（前年同期比7.3%減）、セグメント利益は113百万円の損失（前年同期は52百万円の損失）となりました。

財政状態の状況

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は13,164百万円（前年同期比74百万円減）となりました。この主な要因は現金及び預金が6,012百万円（同1,101百万円増）となった一方で、商品及び製品が2,713百万円（同1,351百万円減）となったことによるものであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は19,516百万円（前年同期比831百万円増）となりました。この主な要因は、土地が3,227百万円（同307百万円増）、のれんが7,257百万円（同457百万円増）となったことによるものであります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は14,010百万円（前年同期比2,021百万円増）となりました。この主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が4,781百万円（同2,141百万円増）となったことによるものであります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は11,810百万円（前年同期比1,206百万円減）となりました。この主な要因は、長期借入金が9,810百万円（同1,242百万円減）となったことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は6,859百万円（前年同期比58百万円減）となりました。この主な要因は、自己株式が376百万円（同95百万円増）となった一方で、資本剰余金が2,091百万円（同95百万円減）、非支配株主持分が17百万円（同32百万円減）となったことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、6,012百万円（前年同期比1,121百万円増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は、3,278百万円（前年同期比1,967百万円増）となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益が698百万円となり、法人税等の支払額又は還付額により資金が409百万円減少し、仕入債務が372百万円減少した一方で、減価償却費が782百万円、のれん償却額が823百万円計上され、棚卸資産が1,464百万円減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1,975百万円（前年同期比2,486百万円減）となりました。この主な要因は、新規開局等に伴う有形固定資産の取得による支出が696百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が1,192百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は、181百万円（前年同期は939百万円の増加）となりました。この主な要因は、長期借入による収入が3,000百万円あった一方で、長期借入金の返済による支出が2,746百万円、リース債務の返済による支出が178百万円、配当金の支払額が158百万円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出が97百万円となったことによるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに記載しますと、以下のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前年同期比 (%)
調剤薬局事業	32,393	35,944	111.0
物販事業	5,876	5,444	92.7
医学資料保管・管理事業	0	0	147.3
医療モール経営事業	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	38,270	41,388	108.1

b. 販売実績

(1) 当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに記載しますと、以下のとおりであります。

区 分			前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前年同期比 (%)
調剤薬局事業	薬 剤 に 係 る 収 入	個々の器官系用医薬品	12,905	14,515	112.5
		神経系及び感覚器官系用 医薬品	5,678	6,191	109.0
		代謝性医薬品	10,737	11,186	104.2
		その他	10,858	11,788	108.6
		小 計	40,181	43,682	108.7
	調剤技術に 係る収入	調剤技術料等	11,853	15,277	128.9
	一般薬等売上		591	372	62.9
	小 計		52,625	59,331	112.7
物販事業			8,696	8,042	92.5
医学資料保管・管理事業			609	647	106.1
医療モール経営事業			511	505	98.7
その他			1,064	986	92.7
合 計			63,508	69,512	109.5

(2) 当連結会計年度の調剤薬局事業における地区別の店舗数及び販売実績は、以下のとおりであります。

地 区 別	店舗数	前年比増減	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前年同期比(%)
北海道	56	6	7,727	9,092	117.7
青森県	2	0	109	377	343.0
宮城県	10	0	1,402	1,470	104.8
秋田県	2	0	237	226	95.1
山形県	1	0	150	154	102.7
福島県	11	1	1,619	1,567	96.8
茨城県	5	0	581	587	101.0
栃木県	3	0	508	497	97.9
群馬県	6	1	901	914	101.4
埼玉県	21	12	1,355	1,633	120.5
千葉県	7	1	693	765	110.5
東京都	49	3	4,838	4,933	101.9
神奈川県	10	2	1,746	1,754	100.5
新潟県	30	0	3,103	4,312	139.0
富山県	3	0	668	607	90.8
石川県	6	0	1,138	1,232	108.3
福井県	7	0	672	642	95.4
山梨県	0	1	30	0	0.0
長野県	4	0	260	771	296.5
岐阜県	3	0	258	298	115.3
静岡県	16	0	3,128	3,194	102.1
愛知県	32	0	7,684	9,128	118.8
三重県	11	0	2,089	2,226	106.5
滋賀県	13	2	562	1,519	270.0
京都府	9	0	1,068	1,075	100.7
大阪府	47	1	5,419	5,348	98.7
兵庫県	17	0	2,105	2,102	99.9
奈良県	4	0	381	383	100.6
和歌山県	4	1	574	526	91.6
長崎県	5	0	316	325	102.8
宮崎県	4	0	337	627	186.0
沖縄県	8	0	951	1,033	108.7
合 計	406	5	52,625	59,331	112.7

c. 調剤実績

当連結会計年度における処方せん応需実績は、以下のとおりであります。

地 区 別	前連結会計年度 (千枚)	当連結会計年度 (千枚)	構成比(%)	前年同期比(%)
北海道	769	944	16.0	122.8
青森県	18	58	1.0	321.7
宮城県	107	104	1.8	97.6
秋田県	18	18	0.3	96.9
山形県	9	10	0.2	105.7
福島県	143	135	2.3	94.2
茨城県	112	111	1.9	99.5
栃木県	27	29	0.5	105.7
群馬県	73	70	1.2	95.1
埼玉県	158	176	3.0	111.4
千葉県	96	109	1.8	112.8
東京都	588	580	9.8	98.6
神奈川県	155	148	2.5	95.8
新潟県	341	473	8.0	138.6
富山県	62	53	0.9	84.7
石川県	74	73	1.2	98.2
福井県	88	80	1.4	90.4
山梨県	4	0	0.0	0.0
長野県	30	108	1.8	356.4
岐阜県	29	29	0.5	100.6
静岡県	284	272	4.6	95.8
愛知県	547	631	10.7	115.4
三重県	167	160	2.7	95.6
滋賀県	69	183	3.1	265.4
京都府	103	102	1.7	99.3
大阪府	632	614	10.4	97.1
兵庫県	245	234	4.0	95.4
奈良県	73	71	1.2	97.3
和歌山県	69	70	1.2	101.3
長崎県	55	53	0.9	96.6
宮崎県	24	52	0.9	215.5
沖縄県	133	135	2.3	101.1
合 計	5,317	5,898	100.0	110.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容等

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

この連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績の分析

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績の状況の概要」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主な活動領域である調剤薬局事業におきましては、隔年で実施される調剤報酬改定、毎年実施される薬価改定が経営成績に重要な影響を与える要因となっております。国民医療費抑制の方針から、調剤報酬・薬価自体は今後も全体としては実質引き下げ方向での改定が予想されます。

近年の改定は、「地域の医薬品供給拠点としての役割発揮」、「在宅医療の充実」及び「かかりつけ薬剤師・薬局化」を明確に反映しており、「地域包括ケアシステムの構築」や「国民医療費抑制」といった国の方針により沿った内容となっております。調剤報酬改定の影響は大変厳しいものとなっておりますが、これらの改定への対応如何では収益力の低下を抑え、競争力の強化につなげることも可能であると考えております。

経営戦略の現状と見直し

当社グループは令和7年6月25日付で、令和8年5月期から令和10年5月期までの期間を対象とする、本中計「Make a Leap 2027 足場を固め、さらなる飛躍へ」を公表しました。本中計においては、前中計期間に推し進めてきた積極的なM & Aによりグループ入りした各社・各店舗に対するPMIに集中し、早期に運営の効率化と収益性の向上を図ることにより、次の飛躍に向けた足場固めをする時期と位置付けています。

本中計の詳細な内容は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 中長期的な会社の経営戦略」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

イ．キャッシュ・フロー

当連結会計年度における状況については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

ロ．資金の需要

当社の運転資金需要の主なものは、調剤のための医療用医薬品仕入、物販のための商品仕入のほか、店舗運営の製造経費、全社に係る販売費及び一般管理費によるものであります。

なお、運転資金及び設備投資資金につきましては、内部資金又は借入金により資金調達することとしております。

5 【重要な契約等】

（資本業務提携契約）

当社は、令和5年11月10日開催の取締役会において、株式会社スズケンとの間で資本業務提携契約書を締結しております。本契約には、企業・株主間のガバナンスに関する合意、株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意が含まれております。

契約に関する内容等は以下のとおりです。

契約の概要

契約締結日	令和5年11月10日
相手先の名称	株式会社スズケン
相手先の住所	愛知県名古屋市東区東片端町8番地
合意の内容及び目的	（株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意） 本資本業務提携契約（以下、本契約という。）において、株式会社スズケンは、令和5年11月10日にA G 2号投資事業有限責任組合との間で売買契約を締結した当社株式2,346,600株の取得以降、本契約の期間中、当社の事前の書面による承諾なく、追加取得を行わず、また第三者への譲渡等を行わない。加えて、競業となるものと客観的かつ合理的に認められる第三者への譲渡を行わない旨を合意しております。 さらに、株式会社スズケンは、本契約に基づき、当社が株式または新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」という。）を発行または処分する場合（譲渡制限付株式報酬に係る株式の発行または自己株式の処分を除く）、原則として、その発行または処分の直後に当社株式に係る総発行済株式数に対する所有割合が合意した比率を維持することを上限として、株式等の割当てを同一条件にて受ける権利を有することに合意しております。

取締役会における検討状況その他の当社における合意に係る意思決定に至る過程

令和5年11月10日開催の取締役会において、資本業務提携の理由、資本提携の内容、業務提携の内容などについて多角的な質疑応答と議論が行われたうえ、本契約の締結を決議しております。

合意が当社の企業統治に及ぼす影響

当該合意は、当社グループ及び株式会社スズケングループの相互の企業価値向上に向けた協業及び関係構築を目的としたものであり、本契約において株式会社スズケンの当社に対する議決権比率を維持することにより、当社の経営の自主性を確保しており、いずれも当社のガバナンスへの影響は軽微と考えております。

(財務上の特約が付されたローン契約)

契約締結日	平成30年 9 月28日
相手先の属性	都市銀行
債務の期末残高	399百万円
弁済期限	令和10年 4 月28日
担保の有無及び内容	無
財務上の特約の内容	令和 2 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成30年 5 月に終了する借入人の決算期の末日における純資産の部の合計額の80%以上に維持すること。 令和 2 年 5 月決算期を初回とする連続する 2 期について各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、当期損益の金額が 2 期連続して損失とならないようにすること。令和 7 年 5 月決算期以降の決算期を初回とする連続する 2 期については、各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額が 2 期連続して損失とならないようにすること。 令和 2 年 5 月決算期を初回とする連結の貸借対照表及び損益計算書において算出される E B I T D A ・ M U L T I P L E (下記に定義する) を 7 倍以下に維持すること。令和 7 年 5 月決算期以降は、連結の貸借対照表及び損益計算書において算出される E B I T D A ・ M U L T I P L E (下記に定義する) を 10 倍以下に維持すること。 E B I T D A ・ M U L T I P L E (短期借入金 + 1 年以内返済予定の長期借入金 + 1 年以内償還予定の社債 + 長期借入金 + 社債 + コマーシャルペーパー) ÷ (営業損益 + 減価償却費 + のれん償却費)

契約締結日	令和 3 年 3 月26日
相手先の属性	都市銀行
債務の期末残高	809百万円
弁済期限	令和11年 3 月30日
担保の有無及び内容	無
財務上の特約の内容	令和 3 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日及び中間期（以下、当該決算期及び中間期を「本・中間決算期」という。）の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、当該本・中間決算期の直前の借入人の本・中間決算期の末日又は令和 2 年 5 月に終了する借入人の決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。但し、令和 6 年 5 月以前の決算期についてはA G 2 号投資事業有限組合を割当先とする転換社債型新株予約権付社債の影響により借入人の連結の損益計算書において特別損益を計上した場合は、当該特別損益を除く。 令和 3 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を 0 円以上に維持すること。 令和 3 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書及び連結の貸借対照表において、以下の計算式のネットレバレッジ倍率が3.3倍を上回らない状態を維持すること。但し、令和 7 年 5 月期はネットレバレッジ倍率を5.0倍、令和 8 年 5 月期と令和 9 年 5 月期はネットレバレッジ倍率を4.5倍とする。 ネットレバレッジ倍率 $\left(\text{短期借入金} + 1 \text{ 年以内返済予定の長期借入金} + 1 \text{ 年以内償還予定の社債} + \text{社債} + \text{長期借入金} - \text{現預金} \right) \div \left(\text{営業損益} + \text{減価償却費} + \text{のれん償却費} \right)$ 但し、令和 6 年 5 月以前の決算期についてはA G 2 号投資事業有限責任組合を割当先とする転換社債型新株予約権付社債は除く。

契約締結日	令和 4 年 7 月29日
相手先の属性	地方銀行
債務の期末残高	303百万円
弁済期限	令和12年 7 月31日
担保の有無及び内容	無
財務上の特約の内容	令和 5 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日（以下、当該決算期を「本決算期」という。）における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、本決算期の直前の借入人の決算期の末日又は令和 3 年 5 月に終了する借入人の決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 令和 5 年 5 月決算期を初回とする連続する 2 期について各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を 0 円以上に維持すること。

契約締結日	令和 6 年 1 月 31 日
相手先の属性	都市銀行
債務の期末残高	2,026百万円
弁済期限	令和 9 年 1 月 29 日
担保の有無及び内容	無
財務上の特約の内容	令和 6 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日（以下、当該決算期を「本決算期」という。）における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、本決算期の直前の借入人の決算期の末日又は令和 5 年 5 月に終了する借入人の決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の 75%以上に維持すること。 令和 6 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を 0 円以上に維持すること。 令和 6 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書及び連結の貸借対照表において、以下の計算式のネットレバレッジ倍率が 3.3 倍を上回らない状態を維持すること。但し、令和 7 年 5 月期はネットレバレッジ倍率を 5.0 倍、令和 8 年 5 月期はネットレバレッジ倍率を 4.5 倍とする。 ネットレバレッジ倍率 $\left(\text{短期借入金} + 1 \text{ 年以内返済予定の長期借入金} + 1 \text{ 年以内償還予定の社債} + \text{社債} + \text{長期借入金} - \text{現預金} \right) \div \left(\text{営業損益} + \text{減価償却費} + \text{のれん償却費} \right)$

契約締結日	令和 6 年 11 月 26 日
相手先の属性	都市銀行
債務の期末残高	3,733百万円
弁済期限	令和 13 年 11 月 28 日
担保の有無及び内容	無
財務上の特約の内容	令和 7 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日（以下、当該決算期を「本決算期」という。）における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、本決算期の直前の借入人の決算期の末日における純資産の部の合計額の 80%以上に維持すること。 令和 7 年 5 月決算期を初回とする連結の貸借対照表及び損益計算書において算出される EBITDA・MULTIPLE（下記に定義する）を 10 倍以下に維持すること。 EBITDA・MULTIPLE $\left(\text{短期借入金} + 1 \text{ 年以内返済予定の長期借入金} + 1 \text{ 年以内償還予定の社債} + \text{長期借入金} + \text{社債} + \text{コマーシャルペーパー} \right) \div \left(\text{営業損益} + \text{減価償却費} + \text{のれん償却費} \right)$

契約締結日	令和 7 年12月12日
相手先の属性	都市銀行
債務の期末残高	1,392百万円
弁済期限	令和14年11月30日
担保の有無及び内容	無
財務上の特約の内容	令和 8 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、令和 7 年 5 月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 令和 8 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を 2 期連続して 0 円以上に維持すること。 令和 8 年 5 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書及び連結の貸借対照表において、以下の計算式の基準値が3.3（倍）（但し、令和 8 年 5 月決算期及び令和 9 年 5 月決算期は、それぞれ4.5（倍）とする。）を上回らない状態を維持すること。 但し、以下の計算式における「（営業損益＋減価償却費＋のれん償却費）」がゼロまたは負の数値となる場合は、基準値が3.3（倍）（但し、令和 8 年 5 月決算期及び令和 9 年 5 月決算期は、それぞれ4.5（倍）とする。）を上回ったものとみなす。 基準値（ネットレバレッジ倍率）＝（短期借入金＋ 1 年以内返済予定の長期借入金＋ 1 年以内償還予定の社債＋長期借入金＋社債－現預金）÷（営業損益＋減価償却費＋のれん償却費）

契約締結日	令和 8 年 2 月10日
相手先の属性	都市銀行
債務の期末残高	1,468百万円
弁済期限	令和11年 2 月13日
担保の有無及び内容	有：取得対象会社（株式会社三幸メディカル、大洋薬品株式会社及び有限会社平成薬品）の株式
財務上の特約の内容	令和 8 年 5 月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の決算期における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%以上に維持すること。 令和 8 年 5 月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースの E B I T D A ・ M U L T I P L E を10倍以下に維持すること。 $E B I T D A \cdot M U L T I P L E = (\text{短期借入金} + 1 \text{ 年以内返済予定の長期借入金} + 1 \text{ 年以内償還予定の社債} + \text{長期借入金} + \text{社債} + \text{コマーシャルペーパー}) \div (\text{営業利益} + \text{のれん償却費} + \text{減価償却費})$

6 【研究開発活動】

（調剤薬局事業）

ファーマライズ医薬情報研究所は、当社の一部門として平成9年11月に設置され、主にインターネットや文献を用いて、公表された後発医薬品の試験データ（生物学的同等性試験と溶出試験）（注）等の検証を行う等、当社グループの調剤薬局事業において、医薬分業における薬剤の専門家としての機能を果たすための支援活動を目的としております。

なお、当連結会計年度中の研究開発費の金額は10百万円であります。

推奨後発医薬品リストの作成

国策として後発医薬品の普及が推し進められるなか、わが国の医療用医薬品は、1万数千種類にも及びその中には多数の同種同効品が存在しており、1つの先発医薬品に対して、数十種類にも及び後発医薬品が存在することもあります。

後発医薬品は、先発医薬品に比べて安価であるため、先発医薬品と生物学的に同等であるならば、その後発医薬品に関する特徴等の正確な情報を医師の求めに応じて提供し、処方してもらうことも調剤薬局の職務と考えております。

ファーマライズ医薬情報研究所では研究成果として、当社グループが取り扱う医薬品に対応する推奨後発医薬品リストを作成し、当社グループの調剤薬局及び医療機関に提供することで、患者が安心して利用できる質の高い医療サービスの提供を実現し、他社との差別化及びブランド価値の向上に寄与しております。

最新医学情報・薬学情報の収集と提供

最新医学情報・薬学情報の収集により、当社グループの薬剤師に調剤に必要な医学情報を提供して、薬剤の専門家の機能発揮に役立てております。

また、患者や地域住民等に対しても健康維持・増進に役立つ医薬の情報を提供し、その啓発にも注力しております。

- （注） 薬物の生物学的同等性試験とは、二つの薬剤が人体に吸収された後の血中濃度の時間的推移に差がないかを評価する試験を言い、溶出試験とは試験管中の薬剤の溶けやすさの試験を言います。従前は製薬企業の公表するデータが、当社がその効果を検証する上で不足していたため当社内施設において実際に検証しておりましたが、最近では公表されるデータが充実してきたことから、インターネットや文献を用いた検証に切り替えております。

（物販事業）

該当事項はありません。

（医学資料保管・管理事業）

該当事項はありません。

（医療モール経営事業）

該当事項はありません。

（その他）

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度（自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日）においては、今後の事業拡大に向けた投資を総額777百万円(無形固定資産を含む)実施しました。

セグメントごとに記載しますと以下のとおりであります。

（調剤薬局事業）

当連結会計年度の設備投資は、新規出店5店舗及び翌連結会計年度以降開局予定の店舗関連設備費用177百万円、既存店舗の活性化を図るための改装費用等544百万円で総額722百万円の投資を実施しました。

（物販事業）

当連結会計年度の設備投資は、既存の店舗内装工事費用で総額0百万円の投資を実施しました。

（医学資料保管・管理事業）

当連結会計年度の設備投資は株式会社寿データバンクの医学資料保管用倉庫の病理資料専用棚及び粕川倉庫のフェンス設置工事等で総額15百万円の投資を実施しました。

（医療モール経営事業）

当連結会計年度の設備投資は、ファーマライズ株式会社の医療モール設備の更新及びシステム改修費等で総額16百万円の投資を実施しました。

（その他）

当連結会計年度の設備投資は、株式会社ミュートスの製薬企業向け営業支援システム（C o - R e F i t）の開発等で総額23百万円の投資を実施しました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

令和8年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社等 (東京都)	—	事務所等	35	9	1 (3.69)	136	2	185	71[17]
湯河原研修センター (神奈川県)	—	研修所	50	0	69 (2,183.22)	-	-	119	0[0]
合計			86	9	70 (2,186.91)	136	2	305	71[17]

(注) 1 従業員数の[外書]は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2 帳簿価額の内その他は車両運搬具であります。

3 賃貸借契約による主な賃借設備は、以下のとおりであります。

名称	数量(件)	契約期間	年間賃借料 (百万円)	備考
本社(ビル)	2	2年	119	—

(2) 国内子会社

令和8年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具及 び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
北海道・東北 エリア	調剤薬局事業	82店舗他	651	47	512 (11,509.10)	40	2	1,254	358[31]
関東エリア	調剤薬局事業	101店舗他	446	66	352 (6,102.08)	42	0	908	431[75]
甲信越エリア	調剤薬局事業	34店舗他	158	24	426 (19,310.63)	11	0	619	136[8]
北陸エリア	調剤薬局事業	16店舗	76	6	72 (591.79)	7	-	162	58[6]
東海エリア	調剤薬局事業	62店舗他	511	46	417 (2,500.26)	37	84	1,097	290[45]
関西エリア	調剤薬局事業	94店舗他	486	53	380 (4,523.88)	39	88	1,049	338[73]
四国・九州・沖縄 エリア	調剤薬局事業	17店舗	92	15	104 (2,249.42)	11	0	223	72[10]
北海道・東北 エリア	物販事業	1店舗	10	0	-	-	-	10	8[5]
関東エリア	物販事業	20店舗	75	0	-	-	-	76	56[48]
北陸エリア	物販事業	1店舗	-	-	-	-	-	-	2[0]
関西エリア	物販事業	19店舗	159	1	-	4	-	165	73[43]
倉庫 (栃木県、群馬県)	医学資料保管・管理事業	倉庫 設備	304	38	117 (16,979.64)	1	4	466	30[5]
医療モール (北海道)	医療モール経営事業	医療 モール 設備	21	6	9 (55.23)	26	-	63	18[1]
賃貸不動産	その他	賃貸 不動産	336	-	454 (3,903.22)	-	-	791	90[14]
その他	その他	事務所他	107	4	308 (2,272.42)	-	5	424	71[17]
合計			3,439	311	3,156 (69,997.67)	221	186	7,315	2,031[380]

- (注) 1 従業員数の[外書]は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2 従業員数には、パート社員は含まれておりません。
3 帳簿価額の内その他は「機械装置及び運搬具」及び「建設仮勘定」であります。
4 各エリアに分類される都道府県は以下のとおりであります。
北海道・東北エリア 北海道、青森県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東エリア 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
甲信越エリア 長野県、新潟県
北陸エリア 富山県、石川県、福井県
東海エリア 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
関西エリア 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
四国・九州・沖縄エリア 長崎県、宮崎県、沖縄県
5 賃貸借契約による主な賃借設備は、以下のとおりであります。

名称	数量(件)	契約期間	年間賃借料 (百万円)	備考
土地	435	2年～50年	323	—
建物及び構築物	365	2年～20年	1,795	—

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

令和8年5月31日現在における重要な設備新設の計画は以下のとおりであります。

会社名	セグメントの名称	設備の内容	所在地 (店舗数)	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
ファーマライズ 株式会社	調剤薬局事業	新規店舗	東京都	42	0	借入金及び 自己資金	令和 8 年 9 月	令和 9 年 12月	71.58㎡
			東京都	33	0		令和 8 年 11月	令和 9 年 2 月	34.34㎡
			千葉県	30	5		令和 8 年 5 月	令和 8 年 7 月	150.71㎡
			愛知県	70	55		令和 8 年 3 月	令和 8 年 6 月	152.50㎡
			三重県	71	65		令和 7 年 11月	令和 8 年 6 月	101.86㎡
			京都府	24	4		令和 8 年 6 月	令和 8 年 9 月	56.00㎡
			大阪府	33	15		令和 8 年 3 月	令和 8 年 8 月	31.34㎡
合計				303	144	—	—	—	598.33㎡

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,398,000
計	31,398,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和8年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和8年8月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,060,381	12,060,381	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数100株
計	12,060,381	12,060,381	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

・平成25年8月27日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成25年8月27日の取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

(ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)

平成25年8月27日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社の取締役6名)		
	事業年度末現在 (令和8年5月31日)	提出日の前月末現在 (令和8年7月31日)
新株予約権の数(個)	4,739 (注) 1	4,739 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,390(注) 2	47,390 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注) 3	1株当たり1円(注) 3
新株予約権の行使期間	平成25年9月27日 ～ 令和25年9月26日	平成25年9月27日 ～ 令和25年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1株当たり562円90銭 (注) 4 資本組入額 1株当たり281円45銭	発行価額 1株当たり562円90銭 (注) 4 資本組入額 1株当たり281円45銭
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、10株であります。

- 2 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とします。
- 4 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり561円90銭と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり561円90銭については、新株予約権者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとします。また、この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとします。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得に関する事項

(注)6の新株予約権の取得に関する事項に準じて決定するものとします。

- 6 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記の新株予約権の行使条件又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社取締役会）において承認された場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができるものとします。

・平成26年8月26日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成26年8月26日の取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

(ファーマライズホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権)

平成26年8月26日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社の取締役(社外取締役を除く)7名)		
	事業年度末現在 (令和8年5月31日)	提出日の前月末現在 (令和8年7月31日)
新株予約権の数(個)	6,981(注)1	6,981(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,810(注)2	69,810(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)3	1株当たり1円(注)3
新株予約権の行使期間	平成26年9月30日 ～ 令和26年9月29日	平成26年9月30日 ～ 令和26年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1株当たり413円(注)4 資本組入額 1株当たり207円	発行価額 1株当たり413円(注)4 資本組入額 1株当たり207円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)1と同一です。

2 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)2と同一です。

3 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)3と同一です。

4 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり412円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり412円については、新株予約権者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。

5 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)5と同一です。

6 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)6と同一です。

・平成27年 8 月25日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成27年 8 月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

(ファーマライズホールディングス株式会社第 3 回株式報酬型新株予約権)

平成27年 8 月25日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社の取締役(社外取締役を除く) 6 名)		
	事業年度末現在 (令和 8 年 5 月31日)	提出日の前月末現在 (令和 8 年 7 月31日)
新株予約権の数(個)	5,675(注) 1	5,675(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,750(注) 2	56,750(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円(注) 3	1 株当たり 1 円(注) 3
新株予約権の行使期間	平成27年 9 月16日 ～ 令和27年 9 月15日	平成27年 9 月16日 ～ 令和27年 9 月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1 株当たり431円(注) 4 資本組入額 1 株当たり216円	発行価額 1 株当たり431円(注) 4 資本組入額 1 株当たり216円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 1 と同一です。

2 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 2 と同一です。

3 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 3 と同一です。

4 発行価格は、新株予約権の払込金額 1 株当たり430円と行使時の払込金額 1 株当たり 1 円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額 1 株当たり430円については、新株予約権者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。

5 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 5 と同一です。

6 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 6 と同一です。

・平成28年8月25日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成28年8月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

(ファーマライズホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権)

平成28年8月25日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社の取締役(社外取締役を除く)3名)		
	事業年度末現在 (令和8年5月31日)	提出日の前月末現在 (令和8年7月31日)
新株予約権の数(個)	7,429(注)1	7,429(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,290(注)2	74,290(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)3	1株当たり1円(注)3
新株予約権の行使期間	平成28年9月15日 ～ 令和28年9月14日	平成28年9月15日 ～ 令和28年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1株当たり370円(注)4 資本組入額 1株当たり185円	発行価額 1株当たり370円(注)4 資本組入額 1株当たり185円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)1と同一です。

2 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)2と同一です。

3 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)3と同一です。

4 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり369円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり369円については、新株予約権者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。

5 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)5と同一です。

6 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)6と同一です。

・平成29年 8 月24日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成29年 8 月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

(ファーマライズホールディングス株式会社第 5 回株式報酬型新株予約権)

平成29年 8 月24日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社の取締役(社外取締役を除く) 3 名)		
	事業年度末現在 (令和 8 年 5 月31日)	提出日の前月末現在 (令和 8 年 7 月31日)
新株予約権の数(個)	6,052(注) 1	6,052(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,520(注) 2	60,520(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円(注) 3	1 株当たり 1 円(注) 3
新株予約権の行使期間	平成29年 9 月15日 ~ 令和29年 9 月14日	平成29年 9 月15日 ~ 令和29年 9 月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1 株当たり432円(注) 4 資本組入額 1 株当たり216円	発行価額 1 株当たり432円(注) 4 資本組入額 1 株当たり216円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 1 と同一です。

2 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 2 と同一です。

3 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 3 と同一です。

4 発行価格は、新株予約権の払込金額 1 株当たり431円と行使時の払込金額 1 株当たり 1 円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額 1 株当たり431円については、新株予約権者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。

5 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 5 と同一です。

6 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 6 と同一です。

・平成30年8月28日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成30年8月28日の取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

(ファーマライズホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権)

平成30年8月28日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社の取締役(社外取締役を除く)6名)		
	事業年度末現在 (令和8年5月31日)	提出日の前月末現在 (令和8年7月31日)
新株予約権の数(個)	7,857(注)1	7,857(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,570(注)2	78,570(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)3	1株当たり1円(注)3
新株予約権の行使期間	平成30年9月19日 ~ 令和30年9月18日	平成30年9月19日 ~ 令和30年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1株当たり499円(注)4 資本組入額 1株当たり250円	発行価額 1株当たり499円(注)4 資本組入額 1株当たり250円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)1と同一です。

2 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)2と同一です。

3 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)3と同一です。

4 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり498円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり498円については、新株予約権者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。

5 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)5と同一です。

6 (ファーマライズホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権)の(注)6と同一です。

・令和元年 8 月28日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、令和元年 8 月28日の取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

(ファーマライズホールディングス株式会社第 7 回株式報酬型新株予約権)

令和元年 8 月28日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社の取締役(社外取締役を除く) 6 名)		
	事業年度末現在 (令和 8 年 5 月31日)	提出日の前月末現在 (令和 8 年 7 月31日)
新株予約権の数(個)	7,839(注) 1	7,839(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,390(注) 2	78,390(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円(注) 3	1 株当たり 1 円(注) 3
新株予約権の行使期間	令和元年 9 月18日 ~ 令和31年 9 月17日	令和元年 9 月18日 ~ 令和31年 9 月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1 株当たり462円(注) 4 資本組入額 1 株当たり231円	発行価額 1 株当たり462円(注) 4 資本組入額 1 株当たり231円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名(以下、「相続承継人」という)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、当社の取締役会の承認を得たうえで、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 1 と同一です。

2 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 2 と同一です。

3 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 3 と同一です。

4 発行価格は、新株予約権の払込金額 1 株当たり461円と行使時の払込金額 1 株当たり 1 円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額 1 株当たり461円については、新株予約権者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。

5 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 5 と同一です。

6 (ファーマライズホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)の(注) 6 と同一です。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和3年10月13日(注)1	58,270	9,673,785	23	1,274	23	1,222
令和4年10月4日(注)2	72,860	9,746,645	23	1,298	23	1,245
令和5年9月29日(注)3	109,870	9,856,515	35	1,334	35	1,281
令和5年11月13日(注)4	2,203,866	12,060,381	626	1,961	626	1,908

(注) 1 譲渡制限付株式報酬として有償第三者割当による発行による増加であります。

発行価額 1株につき814円

資本組入額 1株につき407円

割当先 取締役(社外取締役を除く)6名

2 譲渡制限付株式報酬として有償第三者割当による発行による増加であります。

発行価額 1株につき651円

資本組入額 1株につき325.5円

割当先 取締役(社外取締役を除く)6名

3 譲渡制限付株式報酬として有償第三者割当による発行による増加であります。

発行価額 1株につき651円

資本組入額 1株につき325.5円

割当先 取締役(社外取締役を除く)6名

4 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

令和8年5月31日現在

令和6年3月31日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株 ）								単元未満株式の状況 （ 株 ）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個 人			
株主数 (人)	0	1	14	100	7	51	19,936	20,109	—
所有株式数 (単元)	0	1,000	107	63,675	21	41	55,661	120,505	9,881
所有株式数 の割合(%)	0	0.83	0.09	52.84	0.02	0.03	46.19	100.0	—

(注) 自己株式557,856株は、「個人その他」に5,578単元、「単元未満株式の状況」に56株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和8年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
(株)ビックフィールド	東京都杉並区南荻窪 2-18-14	3,015,000	26.2
(株)スズケン	愛知県名古屋市東区東片端町 8	2,309,600	20.1
大野小夜子	東京都杉並区	513,170	4.5
大野利美知	東京都杉並区	426,690	3.7
ファーマライズ従業員持株会	東京都中野区中央 1-38-1	415,800	3.6
中北薬品(株)	愛知県名古屋市中区丸の内 3-11-9	396,000	3.4
(株)バイタルネット	宮城県仙台市青葉区大手町 1-1	396,000	3.4
平松 仁	香川県高松市	119,000	1.0
(株)ファミリーマート	東京都港区芝浦 3-1-21	106,535	0.9
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2-1-1	100,000	0.9
計	—	7,797,795	67.8

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、自己株式(557,856株)を控除し計算し、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和8年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 557,800	—	自己保有株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,492,700	114,927	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 9,881	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,060,381	—	—
総株主の議決権	—	114,927	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式56株が含まれております。

【自己株式等】

令和8年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) ファーマライズホー ルディングス(株)	東京都中野区 中央 1-38-1	557,800	-	557,800	4.6
計	—	557,800	-	557,800	4.6

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分）	141,620	71,801,340	—	—
保有自己株式数	557,856	—	557,856	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和8年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けて、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。この方針に基づき、業績及び配当性向を総合的に考慮して、利益配当額を決定しております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針とし、期末配当の決議機関は株主総会であります。

内部留保金につきましては、これらを新規出店及び今後の事業展開への備え並びに財務基盤の強化に充当し、変化する経営環境の中で競争力を高め、将来の業績拡大を通して株主への積極的な利益還元を図ってまいります。

この方針のもと、当期における剰余金の配当につきましては、1株当たり年間14円の剰余金の配当を予定しております。

なお、当社は会社法第454条第5項に基づき中間配当ができる旨定款に定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)
令和8年8月28日 定時株主総会決議(予定)	161	14

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、ホスピタリティを兼ね備えた薬物療法のプロフェッショナルとして地域の皆様に寄り添い、多職種と連携しつつ、地域の医療・健康の推進に貢献することを使命としており、その使命を果たすためにも、公正かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立を重要な経営課題の1つとして位置付けております。このため、コーポレート・ガバナンス体制について、その有効性を常に確認するとともに必要に応じて見直しを加え、当社グループの成長ステージに則した体制の強化・充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

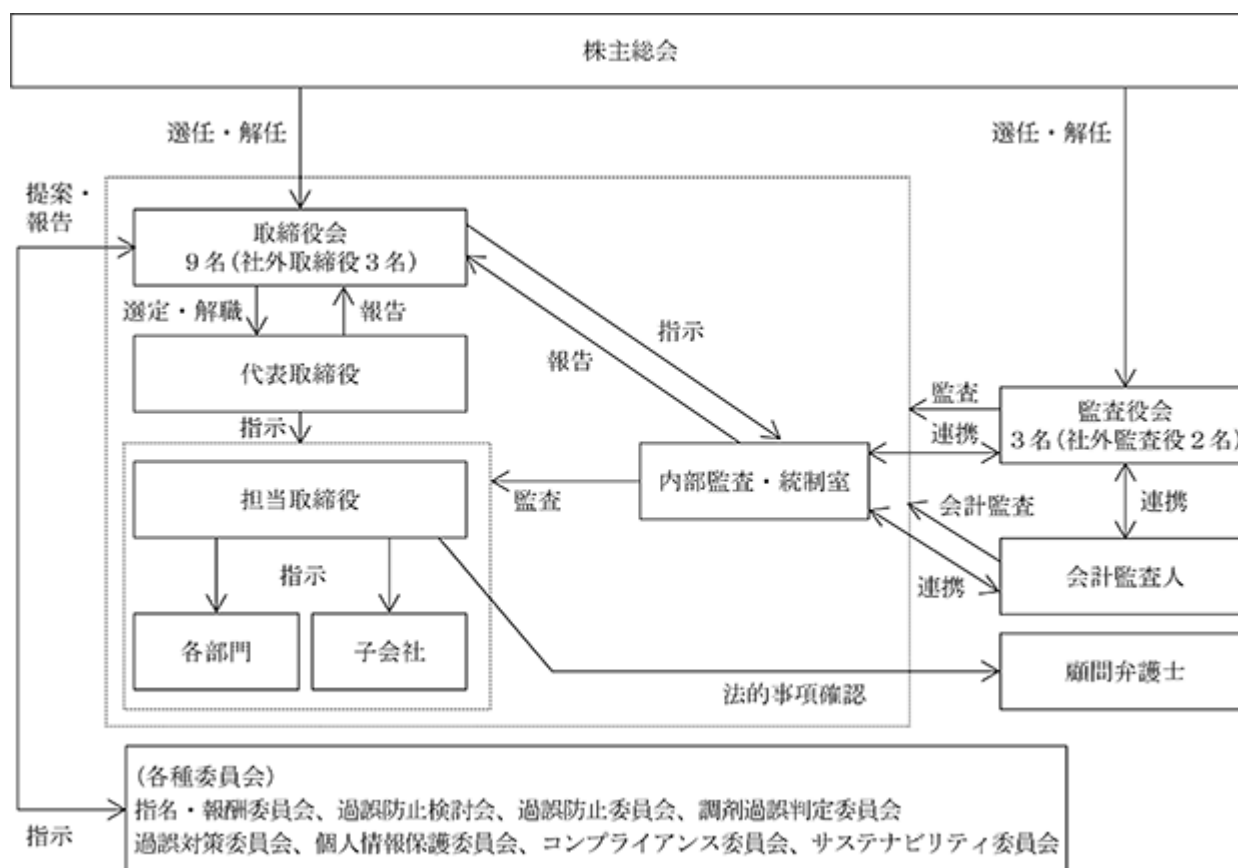
当社は監査役会設置会社として、取締役会において経営方針等の意思決定と業務執行の監督を行い、監査役会が職務執行を監査する体制を構築しております。取締役会に関しましては、コーポレート・ガバナンス充実の維持を図るため、社外取締役は、現状では3名となっております。社外監査役は、現状では2名となっております。

また、監査役会は、過半数を社外監査役で構成し、会計監査人や内部監査・統制室とも連携の上、職務執行の監査機能を発揮しております。

そして、平成28年5月からコーポレート・ガバナンス強化を目的として新たに「指名・報酬委員会」を設置いたしました。また、調剤過誤等のリスク要因に対しても各種委員会を設置し体制を整備しております。

当社は引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に努めてまいります。上記対応により現状のコーポレート・ガバナンス体制は、現時点において、十分な機能を発揮しているものと認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図で示すと以下のとおりであります。



イ．株主総会

株主総会は、当社の最高意思決定機関として所与の決議・承認を行う機関であると同時に、株主に対して経営の実体、方向性を具体的に開示、説明する場と認識しております。この認識に従い株主が適切に当社を理解できるよう運営しております。

ロ．取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む全9名で構成し、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議決定し、また、当社及び子会社の業務執行を監督しております。なお、取締役会には、非常勤も含めた監査役も出席し意見を表明しております。

ハ．監査役会

当社の監査役会は2名の社外監査役を含む3名で構成し、うち1名が常勤監査役、2名が非常勤監査役であり、毎月1回の定例監査役会を開催しております。各監査役は監査役会で定めた監査方針、業務分担、監査計画に従い、取締役会や各種委員会への出席、部門監査等を行い、監査法人と連携して、取締役の職務執行の適法性、会社財産の保全・管理及び内部統制の有効性の検証を行っております。

二．各種委員会の状況

コーポレート・ガバナンス強化を目的として平成28年5月に「指名・報酬委員会」を設置いたしました。また、調剤薬局事業では調剤過誤及び個人情報の漏洩が大きなりリスク要因となります。当社では、当該リスクに対するリスクマネジメント体制を強化するため、社内に次の委員会・検討会組織を設置し、最重要課題として取り組んでおります。

- ・「指名・報酬委員会」

社外役員が過半数で構成する委員会。取締役の選任においては本委員会委員の過半数が賛同した場合において、取締役会の承認を得て株主総会に付議します。監査役の選任においては、前述の取締役の選任の順に加え、監査役会の同意を得た上で株主総会に付議します。役員報酬の配分については、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会にて制定された役員報酬基準額をもとに本委員会による審議を経て決定しています。

- ・「過誤防止検討会」

各店舗に過誤防止担当者を置き、店舗内にてインシデント情報に基づいた過誤防止対策の検討を月1回行い実践します。

- ・「過誤防止委員会」

各地域より担当委員を選出し、インシデント事例の収集・分析から過誤防止対策の考案、各地域内店舗への過誤防止に対する取り組みの啓蒙などを行います。委員会は概ね月1回開催し、インシデントの発生状況とその原因、今後の防止策について取りまとめ、適宜、取締役会に報告しております。また、重大な過誤、事故等が発生した場合には臨時委員会を招集し、個別に再発防止の対策とその見解を検討します。

- ・「調剤過誤判定委員会」

調剤過誤発生時において各店舗から報告されるリスクレベルの検証を行います。ハイレベルの調剤過誤で対応が必要な場合には、直ちに「過誤対策委員会」が設置されます。

- ・「過誤対策委員会」

重大な調剤過誤により健康被害が発生した場合などにおいて設置し、患者や医療機関などに対する対応方法を決定します。

- ・「個人情報保護委員会」

グループにおける個人情報の適正な管理を全社的に推進するため、社内規程の改定に応じたマニュアルの整備や継続的な周知・教育を行うほか、漏洩リスクの未然防止に向けた具体的な対応策の議論を行っております。

- ・「コンプライアンス委員会」

コンプライアンスに関する基本方針や体制、関連規程・マニュアルの策定・見直しをはじめ、社員等への教育研修や法改正・制度改定に伴う社内周知など、規範意識の啓蒙活動を行っております。

- ・「サステナビリティ委員会」

令和3年6月にサステナビリティ委員会を設置し、「サステナビリティ方針」を定め、「持続可能社会の実現」と「中長期的な企業価値の向上」を両立する事業活動を推進しております。また、サステナビリティ委員会においては、気候変動問題を始めとするサステナビリティに関する社会課題や環境課題を含めたリスクや機会を幅広く議論しており、それらの対応を事業戦略等に適時性をもって反映させてまいります。

ホ．弁護士等その他の第三者の状況

当社は３つの法律事務所と顧問契約を締結しており、また、専門分野に応じてその他の弁護士からもアドバイスを受けております。さらに、その他税務や労務等専門分野に関しては、随時専門家に相談する体制を構築しております。

ヘ．取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を14回、指名・報酬委員会を１回開催しており、個々の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	取締役会	指名・報酬委員会
大野 利美知	14回中14回	1 回中 1 回
大野 小夜子	14回中13回	-
秋山 昌之	14回中14回	1 回中 1 回
松浦 恵子	14回中13回	-
沼田 豊	14回中14回	-
菅野 洋	14回中14回	-
多田 宏（社外取締役）	14回中12回	1 回中 1 回
相澤 愛（社外取締役）	14回中14回	1 回中 1 回
園部 経夫（社外取締役）	14回中14回	1 回中 1 回
三浦 誠（常勤監査役）	14回中14回	-
榎本 孝之（社外監査役）	14回中12回	-
鈴木 隆雄（社外監査役）	14回中14回	-

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、当社グループの内部統制システムの構築、整備を最重要事項のひとつとして認識しており、社内規程やルール遵守の徹底、内部監査・統制室による内部統制のモニタリング強化にも努めております。なお、当社は会社法に基づき、内部統制整備のための内部統制基本方針を定めております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、調剤薬局として、重要な「調剤過誤」と「個人情報保護」に関し、それぞれ委員会組織を設け、取締役又は役職者をその責任者に任命しております。これにより管理体制の充実に努め、また、事故が発生した場合には、委員会組織が緊急連絡体制に従って迅速かつ適切に対応する体制を整えています。

店舗開発については、開発時に収支とキャッシュ・フローベースの事業収支計画を策定して、その採算性を検証しております。また、開発に際し、仲介業者等と取引する場合には、営業部規程、取引先管理要領、反社会的勢力対策マニュアルに従い、属性調査を実施して、反社会的勢力の接触を厳然と排除しております。

ハ．取締役会の選任の決議要件及び取締役の定数

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。また、当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

ニ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会における特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議要件の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に行うことを目的としております。

ホ．株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得に関する要件

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、取締役会の決議により毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または、記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的としております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項の規定により取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）に対する損害賠償責任について、法令に定める額を限度として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を発揮できることを目的としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a．令和8年8月20日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性9名 女性3名 （役員のうち女性の比率25％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	大 野 利 美 知	昭和25年4月16日	昭和46年11月 ㈱マルタケ入社 昭和59年6月 当社設立と同時に代表取締役社長就任 平成9年1月 (有)みなみ薬局代表取締役社長就任 平成14年5月 ㈱みなみ薬局取締役就任 平成19年9月 ㈱ふじい薬局代表取締役社長就任 平成21年6月 ファーマライズ㈱をファーマライズホールディングス㈱に商号変更、新設分割によりファーマライズ㈱を設立、同時に代表取締役社長就任 平成25年3月 ファーマライズプラス㈱代表取締役社長就任 平成27年8月 当社代表取締役執行役員社長就任 平成27年10月 薬ヒグチ&ファーマライズ㈱代表取締役社長就任 平成28年8月 当社代表取締役会長就任 平成29年6月 ㈱ミュートス取締役就任 平成31年1月 ファーマライズ㈱取締役会長就任 令和2年3月 ㈱ヘルシーワーク取締役就任 令和4年12月 北海道ファーマライズ㈱取締役就任 令和6年1月 GOOD AID㈱取締役就任 令和6年8月 当社取締役会長就任(現任)	(注) 5	426,690
取締役 副会長	大 野 小 夜 子	昭和24年6月3日	昭和48年4月 ㈱マルタケ入社 平成元年7月 当社取締役就任 平成13年7月 当社常務取締役就任 平成19年9月 当社管理本部長就任 平成21年6月 ファーマライズ㈱をファーマライズホールディングス㈱に商号変更、新設分割によりファーマライズ㈱を設立、同時に取締役就任(現任) 平成21年8月 ㈱みなみ薬局取締役就任 平成27年8月 ㈱双葉取締役就任 平成28年8月 当社顧問就任 平成30年8月 当社常務取締役就任、執行役員就任 令和元年8月 ㈱レイケアセンター取締役就任(現任) 令和2年8月 当社取締役副会長就任(現任)	(注) 5	513,170

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	秋 山 昌 之	昭和42年2月16日	平成7年4月	(有)協和静岡入社	(注) 5	56,320
			平成7年7月	同社代表取締役社長就任		
			平成9年2月	合併により当社取締役就任		
			平成17年3月	日本薬物動態研究所所長就任		
			平成18年7月	ファーマライズ医薬情報研究所所長就任		
			平成21年6月	ファーマライズ(株)をファーマライズホールディングス(株)に商号変更、新設分割によりファーマライズ(株)を設立、同時に専務取締役就任		
			平成21年9月	ファーマライズ(株)代表取締役社長就任		
			平成22年8月	当社専務取締役就任		
			平成26年3月	(株)鬼怒川調剤センター代表取締役社長就任		
			平成28年8月	ファーマライズプラス(株)代表取締役社長就任		
			平成30年8月	当社代表取締役社長就任(現任)		
			平成30年10月	(株)ケミスト取締役就任(現任)		
			平成31年1月	ファーマライズ(株)取締役就任(現任)		
			令和2年3月	(株)寿データバンク取締役就任(現任)		
				(株)ヘルシーワーク取締役就任(現任)		
			令和3年8月	(株)ミユーツ取締役就任(現任)		
			令和6年1月	GOOD A I D(株)代表取締役社長就任(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
専務取締役	松 浦 恵 子	昭和31年12月20日	昭和54年 9 月 昭和58年 5 月 平成12年 4 月 平成21年 8 月 平成21年 9 月 平成22年10月 平成24年10月 平成24年11月 平成25年 6 月 平成28年10月 平成29年 8 月 平成30年 8 月 平成31年 1 月 令和 3 年 8 月 令和 4 年12月 令和 6 年12月	医療法人安仁会水沢病院入社 医療法人暁純会榊原温泉病院入社 当社入社 ㈱みなみ薬局取締役就任 同社取締役事業部長就任 (有)ヘイコーボレーション取締役就任 ㈱みなみ薬局及び㈱北町薬局代表取締役社長就任 当社執行役員就任 ㈱東京みなみ薬局取締役就任 当社事業推進本部薬局統括部長就任 東海ファーマライズ㈱取締役就任 ㈱フォーユー取締役就任 当社専務取締役就任(現任) 関西ファーマライズ㈱代表取締役社長就任 ファーマライズ㈱代表取締役社長就任(現任) ㈱ヘルシーワーク取締役就任(現任) 北海道ファーマライズ㈱取締役就任(現任) n e x t P H㈱代表取締役社長就任(現任)	(注) 5	51,410
取締役	沼 田 豊	昭和38年 7 月26日	昭和62年 4 月 平成10年 2 月 平成24年 2 月 平成26年 3 月 平成27年 8 月 平成27年10月 平成28年 8 月 平成29年 3 月 平成29年 6 月 平成30年 6 月 平成30年 8 月 令和 2 年 5 月 令和 8 年 8 月	山一証券㈱入社 富士証券㈱入社 当社入社 ㈱鬼怒川調剤センター取締役就任 当社経営企画部長就任 薬ヒグチ&ファーマライズ㈱取締役就任 当社執行役員経営戦略本部長就任 (有)エム・シー取締役就任 ㈱ミューツ取締役就任 ㈱メディカルフロント取締役就任(現任) ポケットファーマシー販売㈱取締役就任 当社取締役就任(現任) ㈱ウィーク取締役就任(現任) ㈱ミューツ代表取締役社長就任(現任)	(注) 5	11,640

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	菅 野 洋	昭和48年2月6日	平成7年4月 ㈱エンゼル調剤入社 平成13年1月 同社と当社との合併により、当社転籍 平成16年6月 当社薬局統括部薬局運営課長就任 平成19年9月 当社関連事業部長就任 平成22年4月 当社グループ業務運営部長就任 当社統括本部長就任 平成22年10月 当社取締役統括本部長 兼 関係会社統括部長就任 平成23年8月 ファーマライズ㈱代表取締役就任 平成23年10月 当社執行役員就任 平成24年8月 当社取締役執行役員就任 平成26年6月 当社取締役執行役員地域医療推進室長就任 平成28年9月 当社執行役員事業推進本部副本部長 兼 地域医療推進室長 平成30年10月 当社経営企画部長就任 平成31年3月 当社人事部長就任 令和2年8月 当社取締役就任(現任) 令和6年3月 アットアロマ㈱取締役就任(現任) 令和6年11月 当社DX推進部長就任(現任)	(注)5	14,170
取締役	多 田 宏	昭和11年9月1日	昭和35年4月 学校法人実践学園 実践商業高等学校 商業担当教諭就任 昭和48年4月 キャニヨン㈱入社取締役管理部長就任 昭和49年4月 同社専務取締役就任 昭和50年4月 キャニヨンマニファクチャリングカンパニー U S Aディレクター就任 昭和51年4月 韓国キャニヨン㈱代表取締役社長就任 昭和53年4月 旧キャニヨン通商㈱(現タスマン㈱)代表取締役社長就任(現任) 平成28年8月 当社取締役就任(現任)	(注)5	—
取締役	相 澤 愛	昭和42年4月15日	平成8年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 濱田法律事務所 入所 平成17年9月 特定非営利活動法人未来こどもランド理事長就任 平成19年12月 相澤法律事務所 開設 同事務所所長弁護士就任(現任) 平成23年6月 練馬区行政評価委員就任 平成24年4月 西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会委員就任 平成24年5月 内閣府再就職等監察官(非常勤)就任 平成25年4月 西東京市地域密着型サービス等運営委員会委員就任 平成26年4月 調布市オンブズマン就任 平成27年4月 練馬区行政改革推進会議委員就任 令和元年6月 社会福祉法人大泉きくみ会理事就任(現任) 令和2年5月 一般財団法人住宅金融普及協会評議員就任(現任) 令和4年10月 国分寺市政治倫理審査会委員就任(現任) 令和6年1月 当社取締役就任(現任) 令和7年7月 税理士法人北島綜合会計事務所 社員税理士就任(現任)	(注)5	—
取締役	園 部 経 夫	昭和38年4月10日	平成7年3月 ㈱タカゾノ入社 平成8年3月 同社取締役就任 平成11年12月 同社専務取締役就任 平成15年11月 同社代表取締役社長就任 平成22年6月 ㈱タカゾノテクノロジー代表取締役社長就任 平成24年7月 TAKAZONO VIETNAM会長就任 平成27年2月 ㈱タカゾノテクノロジー取締役就任(現任) 平成27年4月 ㈱タカゾノ代表取締役会長就任(現任) 平成29年5月 商工組合日本医療機器協会理事就任(現任) 令和2年8月 当社監査役就任 令和6年8月 当社取締役就任(現任)	(注)5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	三 浦 誠	昭和28年 8 月 8 日	昭和47年 4 月 ㈱三菱銀行入行 平成18年 3 月 当社出向総務部長付 平成18年 8 月 当社転籍 平成18年11月 当社経営管理部部長付 兼 経営管理部企画課 長就任 平成19年 3 月 当社総務部長就任 平成20年 4 月 当社統括本部長就任 平成20年 8 月 当社取締役統括本部長就任 平成21年 9 月 ファーマライズ㈱取締役就任 同社取締役店舗運営部長就任 平成23年 4 月 北海道ファーマライズ㈱代表取締役社長就 任 平成23年10月 当社執行役員就任 平成25年 6 月 当社関係会社統括部長就任 平成26年 6 月 ファーマライズ㈱取締役事業本部長就任 平成30年 1 月 同社取締役事業部管理部長就任 令和 2 年 3 月 当社管理部総務課長就任 令和 5 年12月 ファーマライズ㈱監査役就任(現任) 北海道ファーマライズ㈱監査役就任(現任) 令和 6 年 1 月 当社常勤監査役就任(現任) GOOD A I D㈱監査役就任(現任) 令和 6 年12月 n e x t P H㈱監査役就任(現任)	(注) 7	8,400
監査役 (非常勤)	榎 本 孝 之	昭和37年 6 月 5 日	昭和62年10月 監査法人中央会計事務所入所 平成 3 年 3 月 公認会計士登録 平成 5 年 1 月 榎本公認会計士事務所開設 同事務所所長公認会計士就任(現任) 平成 7 年 9 月 税理士登録 平成29年 8 月 当社補欠監査役選任 平成29年 9 月 当社監査役就任(現任) 令和 4 年 7 月 日本公認会計士協会東京会 常任幹事就任 (現任) 令和 7 年 7 月 東京税理士会 常任監事就任(現任)	(注) 6	—
監査役 (非常勤)	鈴 木 隆 雄	昭和24年 7 月25日	昭和50年10月 扶桑監査法人入所 昭和52年 2 月 渡辺実公認会計士事務所入所 昭和55年 4 月 監査法人榮光会計事務所入所 昭和56年 8 月 公認会計士登録 昭和60年 1 月 センチュリー監査法人(旧監査法人榮光会 計事務所)ニューヨーク事務所駐在(昭和63 年 7 月まで) 昭和63年12月 川島公認会計士共同事務所入所 平成元年 5 月 税理士登録 平成14年 3 月 鈴木隆雄公認会計士・税理士事務所 開設 令和 3 年 1 月 中和有限責任監査法人 社員就任(現任) 令和 6 年 8 月 当社監査役就任(現任)	(注) 7	4,000
計					1,085,800

(注)

- 1 略歴における社名は、各時点における社名を記載しております。
- 2 取締役副会長大野小夜子は、取締役会長大野利美知の配偶者であります。
- 3 取締役多田宏、相澤愛、及び園部経夫は社外取締役であります。
- 4 監査役榎本孝之及び鈴木隆雄は社外監査役であります。
- 5 令和 6 年 8 月29日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
- 6 令和 4 年 8 月25日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
- 7 令和 6 年 8 月29日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで

ｂ．令和８年８月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役９名選任の件」及び「監査役１名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性8名 女性4名 （役員のうち女性の比率33％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	大 野 利 美 知	昭和25年４月16日	昭和46年11月 ㈱マルタケ入社 昭和59年６月 当社設立と同時に代表取締役社長就任 平成９年１月 ㈹みなみ薬局代表取締役社長就任 平成14年５月 ㈱みなみ薬局取締役就任 平成19年９月 ㈱ふじい薬局代表取締役社長就任 平成21年６月 ファーマライズ㈱をファーマライズホールディングス㈱に商号変更、新設分割によりファーマライズ㈱を設立、同時に代表取締役社長就任 平成25年３月 ファーマライズプラス㈱代表取締役社長就任 平成27年８月 当社代表取締役執行役員社長就任 平成27年10月 薬ヒグチ＆ファーマライズ㈱代表取締役社長就任 平成28年８月 当社代表取締役会長就任 平成29年６月 ㈱ミューツ取締役就任 平成31年１月 ファーマライズ㈱取締役会長就任 令和２年３月 ㈱ヘルシーワーク取締役就任 令和４年12月 北海道ファーマライズ㈱取締役就任 令和６年１月 GOOD A I D㈱取締役就任 令和６年８月 当社取締役会長就任(現任)	(注) 5	426,690
取締役 副会長	大 野 小 夜 子	昭和24年６月３日	昭和48年４月 ㈱マルタケ入社 平成元年７月 当社取締役就任 平成13年７月 当社常務取締役就任 平成19年９月 当社管理本部長就任 平成21年６月 ファーマライズ㈱をファーマライズホールディングス㈱に商号変更、新設分割によりファーマライズ㈱を設立、同時に取締役就任(現任) 平成21年８月 ㈱みなみ薬局取締役就任 平成27年８月 ㈱双葉取締役就任 平成28年８月 当社顧問就任 平成30年８月 当社常務取締役就任、執行役員就任 令和元年８月 ㈱レイケアセンター取締役就任(現任) 令和２年８月 当社取締役副会長就任(現任)	(注) 5	513,170

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	秋 山 昌 之	昭和42年2月16日	平成7年4月 平成7年7月 平成9年2月 平成17年3月 平成18年7月 平成21年6月 平成21年9月 平成22年8月 平成26年3月 平成28年8月 平成30年8月 平成30年10月 平成31年1月 令和2年3月 令和3年8月 令和6年1月	(有)協和静岡入社 同社代表取締役社長就任 合併により当社取締役就任 日本薬物動態研究所所長就任 ファーマライズ医薬情報研究所所長就任 ファーマライズ(株)をファーマライズホールディングス(株)に商号変更、新設分割によりファーマライズ(株)を設立、同時に専務取締役就任 ファーマライズ(株)代表取締役社長就任 当社専務取締役就任 (株)鬼怒川調剤センター代表取締役社長就任 ファーマライズプラス(株)代表取締役社長就任 当社代表取締役社長就任(現任) (株)ケミスト取締役就任(現任) ファーマライズ(株)取締役就任(現任) (株)寿データバンク取締役就任(現任) (株)ヘルシーワーク取締役就任(現任) (株)ミユーツ取締役就任(現任) GOOD A I D(株)代表取締役社長就任(現任)	(注)5	56,320
取締役	寺 本 尚 徳	昭和50年11月11日	平成12年12月 平成23年9月 平成29年9月 平成30年10月 令和元年9月 令和2年4月 令和4年6月 令和4年8月 令和5年9月 令和6年9月 令和8年8月	当社入社 ファーマライズ(株)事業本部店舗運営部長就任 (有)イノセ商事代表取締役社長就任 (株)ケミスト取締役就任(現任) ファーマライズ(株)事業統括部長就任 (有)サン・メディカル代表取締役社長就任 (有)映双薬局代表取締役社長就任 ファーマライズ(株)取締役就任(現任) 三協医療薬品(株)代表取締役社長就任 当社経営企画部長就任(現任) 当社取締役(就任予定)	(注)5	2,200
取締役	田 仲 義 弘	昭和51年10月9日	平成12年5月 平成24年8月 平成25年6月 平成28年9月 令和6年6月 令和6年9月 令和6年12月 令和8年2月 令和8年8月	当社入社 (株)南魚沼郡調剤センター代表取締役社長就任 (株)東京みなみ薬局代表取締役社長就任 ファーマライズ(株)代表取締役社長就任 GOOD A I D(株)取締役就任(現任) ファーマライズ(株)専務取締役就任(現任) n e x t P H(株)取締役就任(現任) (株)三幸メディカル専務取締役就任(現任) 当社取締役(就任予定)	(注)5	4,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	辻 本 万 里	昭和49年11月13日	平成10年4月 ㈱ホテルオークラ東京入社 令和2年10月 当社入社 人事部研修課長就任 令和4年4月 当社人事部次長就任 令和7年3月 当社管理部長就任(現任) 令和8年8月 当社取締役(就任予定)	(注)5	—
取締役	相 澤 愛	昭和42年4月15日	平成8年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 濱田法律事務所 入所 平成17年9月 特定非営利活動法人未来こどもランド理事 長就任 平成19年12月 相澤法律事務所 開設 同事務所所長弁護士就任(現任) 平成23年6月 練馬区行政評価委員就任 平成24年4月 西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館 組合公平委員会委員就任 平成24年5月 内閣府再就職等監察官(非常勤)就任 平成25年4月 西東京市地域密着型サービス等運営委員会 委員就任 平成26年4月 調布市オンブズマン就任 平成27年4月 練馬区行政改革推進会議委員就任 令和元年6月 社会福祉法人大泉きくみ会理事就任(現任) 令和2年5月 一般財団法人住宅金融普及協会評議員就任 (現任) 令和4年10月 国分寺市政治倫理審査会委員就任(現任) 令和6年1月 当社取締役就任(現任) 令和7年7月 税理士法人北島総合会計事務所 社員税理 士就任(現任)	(注)5	—
取締役	園 部 経 夫	昭和38年4月10日	平成7年3月 ㈱タカゾノ入社 平成8年3月 同社取締役就任 平成11年12月 同社専務取締役就任 平成15年11月 同社代表取締役社長就任 平成22年6月 ㈱タカゾノテクノロジー代表取締役社長就 任 平成24年7月 TAKAZONO VIETNAM会長就任 平成27年2月 ㈱タカゾノテクノロジー取締役就任(現任) 平成27年4月 ㈱タカゾノ代表取締役会長就任(現任) 平成29年5月 商工組合日本医療機器協会理事就任(現任) 令和2年8月 当社監査役就任 令和6年8月 当社取締役就任(現任)	(注)5	—
取締役	井 手 口 直 子	昭和38年8月9日	昭和62年4月 ㈱望星薬局入社 平成6年3月 新医療教育企画創業 代表就任 平成15年4月 日本地域薬局薬学会理事(現任) 平成16年4月 ㈱新医療総合研究所(旧新医療教育企画)代 表取締役就任 平成18年4月 同社取締役顧問就任 平成18年4月 日本大学薬学部専任講師就任 平成19年4月 日本緩和医療薬学会評議員就任(現任) 平成19年4月 日本ファーマシューティカルコミュニケー ション学会理事就任(現任) 平成22年4月 帝京平成大学薬学部准教授就任 平成25年1月 日本在宅薬学会理事就任(現任) 平成25年4月 帝京平成大学大学院薬学研究科教授(現 任) 平成25年4月 帝京平成大学薬学部教授(現任) 平成29年4月 (公社)日本医療機能評価機構 薬局ヒヤ リ・ハット総合評価部会委員就任(現任) 平成30年4月 日本医療安全学会代議員就任(現任) 平成30年6月 全国薬剤師在宅療養支援連絡会副会長就任 (現任) 令和5年7月 東京都薬剤師会薬局業務委員会委員長就任 (現任) 令和6年4月 日本地域薬局薬学会副会長就任(現任) 令和8年8月 当社取締役(就任予定)	(注)5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	三 浦 誠	昭和28年 8 月 8 日	昭和47年 4 月 ㈱三菱銀行入行 平成18年 3 月 当社出向総務部長付 平成18年 8 月 当社転籍 平成18年11月 当社経営管理部部長付 兼 経営管理部企画課 長就任 平成19年 3 月 当社総務部長就任 平成20年 4 月 当社統括本部長就任 平成20年 8 月 当社取締役統括本部長就任 平成21年 9 月 ファーマライズ㈱取締役就任 同社取締役店舗運営部長就任 平成23年 4 月 北海道ファーマライズ㈱代表取締役社長就 任 平成23年10月 当社執行役員就任 平成25年 6 月 当社関係会社統括部長就任 平成26年 6 月 ファーマライズ㈱取締役事業本部長就任 平成30年 1 月 同社取締役事業部管理部長就任 令和 2 年 3 月 当社管理部総務課長就任 令和 5 年12月 ファーマライズ㈱監査役就任(現任) 北海道ファーマライズ㈱監査役就任(現任) 当社常勤監査役就任(現任) G O O D A I D ㈱監査役就任(現任) n e x t P H ㈱監査役就任(現任)	(注) 7	8,400
監査役 (非常勤)	榎 本 孝 之	昭和37年 6 月 5 日	昭和62年10月 監査法人中央会計事務所入所 平成 3 年 3 月 公認会計士登録 平成 5 年 1 月 榎本公認会計士事務所開設 同事務所所長公認会計士就任(現任) 平成 7 年 9 月 税理士登録 平成29年 8 月 当社補欠監査役選任 平成29年 9 月 当社監査役就任(現任) 令和 4 年 7 月 日本公認会計士協会東京会 常任幹事就任 (現任) 令和 7 年 7 月 東京税理士会 常任監事就任(現任)	(注) 6	—
監査役 (非常勤)	鈴 木 隆 雄	昭和24年 7 月25日	昭和50年10月 扶桑監査法人入所 昭和52年 2 月 渡辺実公認会計士事務所入所 昭和55年 4 月 監査法人榮光会計事務所入所 昭和56年 8 月 公認会計士登録 昭和60年 1 月 センチュリー監査法人(旧監査法人榮光会 計事務所) ニューヨーク事務所駐在(昭和63 年 7 月まで) 昭和63年12月 川島公認会計士共同事務所入所 平成元年 5 月 税理士登録 平成14年 3 月 鈴木隆雄公認会計士・税理士事務所 開設 令和 3 年 1 月 中和有限責任監査法人 社員就任(現任) 令和 6 年 8 月 当社監査役就任(現任)	(注) 7	4,000
計					1,015,280

- (注) 1 略歴における社名は、各時点における社名を記載しております。
- 2 取締役副会長大野小夜子は、取締役会長大野利美知の配偶者であります。
- 3 取締役相澤愛、園部経夫及び井手口直子は社外取締役であります。
- 4 監査役榎本孝之及び鈴木隆雄は社外監査役であります。
- 5 令和 8 年 8 月28日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
- 6 令和 8 年 8 月28日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
- 7 令和 6 年 8 月28日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

○多田宏氏（社外取締役、独立役員）

同氏は、実践商業高等学校の教諭を経て昭和53年より、プラスチック製スプレー容器類を製造するタスマン㈱の社長を務める傍ら、学校法人実践学園顧問並びに学校法人中央大学の商議員を兼務しており、経営者及び教育者としての経験・知見を当社経営に活かして、当社取締役会の意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任いたしました。

当社はタスマン株式会社及び多田宏氏個人との取引実績は、過去から現在に至るまでありません。また、当社株式を保有していないこと、そしてその他役員の属性情報に該当する事項もないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出を行っております。

○相澤愛氏（社外取締役、独立役員）

同氏は、弁護士としての豊富な経験と、法務全般に関する専門的な知見を有しており、当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任いたしました。

当社は相澤法律事務所及び相澤愛氏個人との取引実績は、過去から現在に至るまでありません。また、同氏は当社株式を保有していないこと、そしてその他役員の属性情報に該当する事項もないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出を行っております。

○園部経夫氏（社外取締役、独立役員）

同氏は、長年にわたり医療機器・医療システムの企画・開発・製造・販売を事業内容とする株式会社タカゾノの代表取締役社長を務め、現在は同社会長として経営に携わり、経営者として培われた幅広く高度な知見と豊富な経験を有しておりますことから、客観的かつ多様な見地からの助言を当社の監督機能に反映いただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。

同氏は当社の取引先の業務執行者に該当しますが、主要な取引先の業務執行者に該当いたしません。また、株式会社タカゾノは約3,000社の幅広い取引先を有し、当社グループも同社を仕入先として依存はしておりません。このため、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出を行っております。

○榎本孝之氏（社外監査役、独立役員）

同氏は、監査法人勤務を経て平成5年会計事務所を開業。長年に亘り企業会計・税務に関する業務に携わってこられたことから、豊富な経験と高い専門知識を有し、当社監査役としてその職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任いたしました。

当社は榎本公認会計士事務所及び榎本孝之氏個人との取引実績は、過去から現在に至るまでありません。また、同氏は当社株式を保有していないこと、そしてその他役員の属性情報に該当する事項もないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出を行っております。

○鈴木隆雄氏（社外監査役、独立役員）

同氏は監査法人勤務を経て平成14年会計事務所を開業。公認会計士としての豊富な経験と、財務、会計の専門的知見を有しております。専門性と客観的な観点から監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任いたしました。

当社は鈴木隆雄公認会計士・税理士事務所及び鈴木隆雄氏個人との取引実績は、過去から現在に至るまでありません。また、同氏は当社株式を4,000株保有しておりますが、発行済株式総数に対する比率は0.03%であり、そしてその他役員の属性情報に該当する事項もないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出を行っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための「社外役員独立性基準」を定めております。

社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（注2）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注3）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（注4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司

法書士、弁理士等の専門家

6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注5)
7. 社外役員の相互就任関係(注6)となる他の会社の業務執行者
8. 近親者(注7)が上記1.から7.までのいずれか(4項及び5項を除き、重要な者(注8)に限る)に該当する者
9. 過去5年間に於いて、上記2.から8.までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注)1 現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。なお、社外監査役においては、非業務執行取締役を含む。
- 2 主要な取引先とは、当社グループの商品等(サービスの提供を含む)の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は当該取引先グループの連結売上高の3%を会計年度2期連続で超えるものをいう。
 - 3 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の3%を超える金融機関をいう。
 - 4 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
 - (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価(役員報酬を除く)が、年間1千万円を超えるときを多額という。
 - (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が当該団体の年間総収入金額の3%を超えるときを多額という。ただし、当該3%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。
 - 5 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
 - 6 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
 - 7 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
 - 8 重要な者とは、取締役及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外役員の状況は、取締役9名のうち社外取締役は3名、監査役3名のうち社外監査役は2名を選任しております。社外役員は、6ヶ月に1回程度開催される社外役員連絡会に出席し、情報交換・認識の共有を行っております。また、監査役は、定期的(半期毎)に開催している監査報告会において、会計監査人より監査の実施状況について報告・説明を受け、監査の実施状況を把握するとともに、社外役員連絡会にも出席し社外取締役との連携も確保しております。

さらに、内部監査・統制室は、監査役と月1回程度の連絡会を開催し情報共有、連携を図っております。そして、年に一度全部署に対して実施される内部監査の報告書は、内部監査、内部統制の状況を把握するため、全取締役に回覧されております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会を設置しており、監査役会は2名の社外監査役を含む3名で構成し、うち1名が常勤監査役、2名が非常勤監査役であります。

なお、社外監査役である榎本孝之氏及び鈴木隆雄氏は、長年に亘り企業会計・税務に関する業務に携わっており、豊富な経験と高い専門知識を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役	三浦 誠	100%(13回 / 13回)
非常勤社外監査役	榎本 孝之	92%(12回 / 13回)
非常勤社外監査役	鈴木 隆雄	100%(13回 / 13回)

監査役会における主な検討事項は、以下のとおりであります。

- ・グループ各社の内部統制システムの監視、評価
- ・グループ各社における規制を受ける法令等の遵守状況の確認、評価
- ・グループ各社における経理財務体制の確認、評価
- ・内部通報制度の運用状況の確認、評価

また、常勤監査役の主な活動として、重要会議への出席、代表取締役との意見交換、会計監査人及び内部監査部門との定期的な情報交換、重要決裁書類の閲覧確認、部門監査や子会社の往査等を行っております。

内部監査の状況

取締役会直属の組織として、内部監査・統制室を設置し、室長1名、室員3名で法令規制及び社内ルールの遵守、業務の効率性など内部統制の機能検証にあたっております。

内部監査の実効性を確保するため、内部監査の結果については、代表取締役社長のみならず、監査役に対しても、直接報告を行う体制を構築・運用しております。

監査役会及び監査法人とは、定期的に打合せを行う等相互に連携を取り、効果的な監査が実施されるよう意見の交換、指摘事項の解決・改善状況の確認を行っております。

また、内部監査・統制室では、個人情報保護委員会をはじめとした各種委員会の状況や機能についての監査を行っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

18年

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 田尻 慶太

指定有限責任社員 業務執行社員 古市 岳久

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他17名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査業務を行っている太陽有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に必要とされる品質管理体制、独立性、専門性を有していることとともに、当社の監査役会で決議した「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に該当しないことから総合的に勘案し適任と判断したためであります。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は監査法人の評価を行っており、太陽有限責任監査法人について、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生は無く、会計監査人の職務の遂行に支障がないと評価しております。

監査報酬の内容等

イ．公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	36	—	40	—
連結子会社	—	—	—	—
計	36	—	40	—

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

監査日数、当社の事業規模、当社の業務の特殊性等の要素を勘案し、監査役会の同意を得た後に決定する手続を実施しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討し、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年8月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役、取締役の業務執行を監査する監査役及び社外監査役には、基本報酬（定額報酬）のみを支払う方針としています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

イ．取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬は、基本報酬のほか、非金銭報酬（譲渡制限付株式割当報酬）により構成し、役職位が上位となるに従い非金銭報酬の割合が多くなるよう、一定の算式に基づき基準額を決定する。業績連動報酬は、これを支給しない。

ロ．上記イ．の報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は社外役員を交えて構成される指名・報酬委員会において審議した上で決定する。委員構成は社外役員（社外監査役を含む）を過半数とする。

ハ．取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、役職位に、経営姿勢・業績・在職年数等を勘案の上、決定するものとする。ただし、会社の業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合等、特別な事情がある場合は、株主総会の承認を得ることで、役員賞与を支給することがある。株主総会へ提出する役員賞与の金額等は、当該期間の各役員の業績への寄与度を勘案して決定する。なお、株主総会への議案の提出に際しては、支給を行う特別な理由（事情）や金額の計算根拠等、株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう配慮することとする。

非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として、令和2年8月26日開催の当社第34期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度であります。当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として年額200百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給（令和3年8月26日開催の当社第35期定時株主総会にて年額65百万円から改定）し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間（ただし、当該期間中に、割当対象取締役（以下、「対象取締役」という）が当社の取締役の地位から当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合には、本給付期日から当該退任までの期間とする）中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が当社の取締役の地位から任期満了若しくは定年その他当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合はその相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限は解除されます。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	256	184	-	71	6
監査役（社外監査役を除く）	4	4	-	-	1
社外役員	6	6	-	-	5

（注）取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の内訳は、譲渡制限付株式の発行71百万円に伴うものです。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
				基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
大野 利美知	108	取締役	提出会社	72	-	36

（注）連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、もっぱら株価の上昇又は配当金の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

なお、純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	4	45	4	45
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、人財を持続的な成長と企業価値向上を支える重要な経営資本と位置付けています。中期経営計画の実現に向け、人財の確保・育成及びエンゲージメント向上を重要課題とし、社員一人ひとりが能力を発揮できる環境整備に取り組んでおります。これらの取組を通じて、地域の皆様に選ばれ、信頼される調剤薬局グループの実現を目指しております。

人財育成に関する方針

当社グループは、「年齢や職種を問わず長く成長できる教育」と、「すべての社員が主体的に考え、行動できる自由闊達な組織風土の醸成」を基本方針としています。

a. 専門性及びホスピタリティの向上

地域の皆様の健康・医療を支えるためには、薬剤師をはじめとする社員一人ひとりが、専門知識を深めるとともに、患者・利用者のニーズを的確に受け止め、心を込めて対応する力を身につけることが重要であると考えております。

地域包括ケアシステムの進展や在宅医療ニーズの拡大を踏まえ、階層別研修、部門別研修及び職種別の教育などの薬学的知見のみならず、多職種との連携能力や患者とのコミュニケーション能力の向上に取り組んでおります。

b. リーダー人財の育成

中期経営計画においては、今後の当社グループを担うリーダー人財の育成を重要な取組の一つと位置づけております。

次世代リーダー研修等を通じて、部門や職種を超えて組織を牽引し、目標設定から計画実行、振り返りまでのPDCAサイクルを主体的に回すことができる人財の育成を進めております。

c. DX及びチーム力の向上

DXの進展や地域医療を取り巻く環境変化に対応するため、電子薬歴、オンライン服薬指導その他のデジタルツールの活用を推進し、業務効率化及び患者サービスの向上につながる知識・スキルの習得を支援してまいります。

また、薬剤師、メディカルケアスタッフその他の社員が、それぞれの役割と専門性を生かしながらチームとして成長できる組織づくりを進めてまいります。

今後も、社員一人ひとりの成長を組織力の向上及び地域医療への貢献につなげることで、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

社内環境整備に関する方針

当社グループは、社員一人ひとりが安心して働き、それぞれの能力や専門性を発揮できる環境を整備することが、患者・利用者へのより良いサービスの提供及び持続的な成長につながると考えております。

a. エンゲージメント及びキャリア形成の支援

社員のエンゲージメント向上及びエンプロイーエクスペリエンス（社員が企業・組織において得る経験価値）の向上を目的として、新卒社員と人事部採用研修課の社員による個別面談を通じた「1 on 1 プロジェクト」、人事考課における目標設定・評価に関する1 on 1 面談及び社内公募制度を推進しております。

これらの取組を通じて、社員の定着率向上、主体的なキャリア形成及び組織活性化につなげております。

b. 健康及び働きやすい職場環境の整備

ストレスチェック、エンゲージメントサーベイ及び従業員満足度アンケートを実施し、その結果を踏まえた職場環境、福利厚生制度の改善に取り組んでおります。

また、健康経営優良法人の認定を取得しており、社員の心身の健康保持・増進、長時間労働の抑制及び働きやすい職場環境の整備を推進しております。

加えて、ハラスメント防止を含む人権尊重の取組、並びに育児休業、出生時育児休業及び育児短時間勤務等の制度利用を支援し、仕事と家庭生活を両立しやすい環境の整備に取り組んでおります。

c. グループとして協働できる環境の整備

PMIにおいては制度統合のみならず、人財交流や理念浸透を通じた組織文化の融合を重視しております。グループ各社・各店舗における制度、業務運営及び組織風土に関する理解を深め、社員が円滑に協働できる環境を整備してまいります。

今後も、社員との対話を重視し、現場の声を踏まえながら、働きがいと働きやすさの両面を高める施策を継続的に推進してまいります。

給与等決定の考え方

当社グループは、持続的な企業価値の向上には「人財」が最も重要な経営資源であるとの認識のもと、社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる職場環境の整備に取り組んでおります。地域医療を支える専門職としての成長を支援するとともに、多様な人財が安心して長期的に活躍できる環境づくりを推進しています。

給与の決定にあたっては、医療・調剤薬局業界における市場水準や当社の経営環境を踏まえつつ、職務・役割・能力・成果等を総合的に評価し、公正かつ透明性の高い処遇を行うことを基本方針としております。

賃金は基本給・賞与及び各種手当により構成しており、賞与については、会社業績及び個人の成果・貢献度を反映させることで、従業員が業績向上の成果を実感できる仕組みとしております。

また、地域生活水準に応じた関連手当や資格手当等、当社グループの事業特性を踏まえた手当を設けることで、専門職としての就業継続を後押ししております。

こうした処遇の充実に加え、福利厚生を含めた給与以外の処遇の整備を図ることで、従業員エンゲージメントの向上及び人財の確保・定着に努め、当社グループでの就業継続の価値をトータルで実現してまいります。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和8年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
調剤薬局事業	1,658 (246)
物販事業	139 (95)
医学資料保管・管理事業	30 (5)
医療モール経営事業	18 (1)
その他	83 (10)
全社(共通)	103 (24)
合計	2,031 (380)

- (注) 1 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含めた、就業人員数であります。
- 2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 全社(共通)として記載しております従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門の人数であります。

(2) 提出会社の状況

令和8年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
71 (17)	41歳6ヶ月	8年7ヶ月	5,742	0.4

- (注) 1 従業員数は当社から他社への出向を除き、他社から当社への出向を含む就業人員数であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 従業員数の(外書)は、臨時従業員(パートタイマーを含み、嘱託社員・派遣社員を除く)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 4 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。
- 5 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3)最大人員会社の状況

当事業年度における従業員数が最も多い会社

ファーマライズ株式会社

令和8年5月31日現在

従業員数（名）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（％）
1,352（240）	40歳1ヶ月	7年11ヶ月	4,883	1.8

- (注) 1 従業員数は当社から他社への出向を除き、他社から当社への出向を含む就業人員数であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 従業員数の(外書)は、臨時従業員(パートタイマーを含み、嘱託社員・派遣社員を除く)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 4 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(4)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(5)役職者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (注1、2、3)	男性労働者の育児休業取得率 (注3、4)	労働者の男女の賃金の額の差異(注1、3、5、6)		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
提出会社(注2)	—	—	—	—	—
ファーマライズ株式会社	32.1%	89.5%	70.3%	69.6%	79.1%
next PH株式会社	0.0%	100.0%	51.7%	54.5%	41.1%

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女活法」とします)の規定に基づき算出したものです。
- 2 「女活法」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、「育休法」とします)の規定による公表をしない提出会社及び連結子会社の数値は記載を省略しております。
- 3 出向者については出向元の労働者として集計しております。
- 4 男性の育児休業取得率については、「育休法」の規定に基づき、「育休法施行規則」第71条の6第1号における育児休業取得割合を算出したものです。
- 5 パート・有期労働者については、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
- 6 同一労働の賃金に男女差は無く、主に職種の違いによるものです。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和7年6月1日から令和8年5月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和7年6月1日から令和8年5月31日まで)の財務諸表について太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,911	6,012
売掛金	738	1,120
商品及び製品	4,065	2,713
原材料及び貯蔵品	81	99
未収入金	3,050	2,638
リース投資資産	4	4
その他	394	591
貸倒引当金	7	17
流動資産合計	13,239	13,164
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,688,692	3,699,024
減価償却累計額	5,217	5,498
建物及び構築物（純額）	3,474	3,525
機械装置及び運搬具	124	126
減価償却累計額	101	106
機械装置及び運搬具（純額）	22	19
工具、器具及び備品	51,669	51,856
減価償却累計額	1,337	1,536
工具、器具及び備品（純額）	332	320
土地	3,62,919	3,63,227
リース資産	800	703
減価償却累計額	451	344
リース資産（純額）	349	358
建設仮勘定	111	169
有形固定資産合計	7,209	7,621
無形固定資産		
のれん	6,800	7,257
リース資産	125	107
その他	341	238
無形固定資産合計	7,266	7,602
投資その他の資産		
投資有価証券	2339	2339
長期貸付金	1	3
差入保証金	1,809	1,859
繰延税金資産	1,723	1,652
リース投資資産	163	158
その他	363	366
貸倒引当金	192	87
投資その他の資産合計	4,208	4,292
固定資産合計	18,684	19,516
資産合計	31,924	32,680

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,647	6,627
1年内返済予定の長期借入金	2,639	4,781
リース債務	158	144
未払費用	847	877
未払法人税等	284	347
賞与引当金	46	8
災害損失引当金	50	-
その他	1 1,314	1 1,224
流動負債合計	11,988	14,010
固定負債		
長期借入金	3 11,053	3 9,810
リース債務	429	417
退職給付に係る負債	1,038	1,054
資産除去債務	232	246
その他	1 264	1 280
固定負債合計	13,017	11,810
負債合計	25,005	25,820
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,961	1,961
資本剰余金	2,186	2,091
利益剰余金	2,938	2,893
自己株式	471	376
株主資本合計	6,614	6,570
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	45	63
その他の包括利益累計額合計	45	63
新株予約権	208	208
非支配株主持分	49	17
純資産合計	6,918	6,859
負債純資産合計	31,924	32,680

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
売上高	1 63,508	1 69,512
売上原価	54,542	60,053
売上総利益	8,965	9,459
販売費及び一般管理費	2, 3 8,671	2, 3 8,479
営業利益	293	979
営業外収益		
受取利息	10	13
受取配当金	0	0
受取手数料	13	14
受取賃貸料	19	55
解約金収入	-	19
その他	61	25
営業外収益合計	105	129
営業外費用		
支払利息	178	285
支払手数料	51	62
賃貸原価	10	33
その他	21	12
営業外費用合計	262	393
経常利益	136	715
特別利益		
固定資産売却益	4 2	4 19
店舗閉鎖損失引当金戻入額	36	-
貸倒引当金戻入額	-	27
受取保険金	43	-
補助金収入	74	61
負ののれん発生益	4	-
その他	3	-
特別利益合計	165	108
特別損失		
固定資産売却損	5 0	5 1
固定資産除却損	6 2	6 7
固定資産圧縮損	72	60
減損損失	7 184	7 48
賃貸借契約解約損	22	7
災害損失	11	-
特別損失合計	293	125
税金等調整前当期純利益	8	698
法人税、住民税及び事業税	503	499
法人税等調整額	112	91
法人税等合計	390	591
当期純利益又は当期純損失（ ）	381	107
非支配株主に帰属する当期純損失（ ）	13	6
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	367	114

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和 6 年 6 月 1 日 至 令和 7 年 5 月 31 日)	当連結会計年度 (自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)
当期純利益又は当期純損失 ()	381	107
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	10	17
その他の包括利益合計	10	17
包括利益	370	125
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	357	132
非支配株主に係る包括利益	13	6

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,961	2,177	3,530	550	7,118
当期変動額					
剰余金の配当			224		224
連結子会社株式の取得による持分の増減					-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			367		367
自己株式の処分		7		79	71
その他		16			16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	8	592	79	504
当期末残高	1,961	2,186	2,938	471	6,614

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	34	34	208	80	7,442
当期変動額					
剰余金の配当					224
連結子会社株式の取得による持分の増減					-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					367
自己株式の処分					71
その他					16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	10	-	30	19
当期変動額合計	10	10	-	30	524
当期末残高	45	45	208	49	6,918

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,961	2,186	2,938	471	6,614
当期変動額					
剰余金の配当			159		159
連結子会社株式の取得による持分の増減		71			71
親会社株主に帰属する当期純利益			114		114
自己株式の処分		23		95	71
その他					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	95	44	95	44
当期末残高	1,961	2,091	2,893	376	6,570

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	45	45	208	49	6,918
当期変動額					
剰余金の配当					159
連結子会社株式の取得による持分の増減				25	97
親会社株主に帰属する当期純利益					114
自己株式の処分					71
その他					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	17	-	6	11
当期変動額合計	17	17	-	32	58
当期末残高	63	63	208	17	6,859

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8	698
減価償却費	730	782
減損損失	184	48
のれん償却額	763	823
負ののれん発生益	4	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	0	102
賞与引当金の増減額（ は減少）	16	37
店舗閉鎖損失引当金の増減額（ は減少）	42	-
災害損失引当金の増減額（ は減少）	9	50
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	124	12
受取利息及び受取配当金	10	13
支払利息	178	285
補助金収入	74	61
固定資産売却損益（ は益）	2	17
固定資産除却損	2	7
賃貸借契約解約損	22	7
固定資産圧縮損	72	60
売上債権の増減額（ は増加）	392	186
棚卸資産の増減額（ は増加）	1,091	1,464
仕入債務の増減額（ は減少）	910	372
未収消費税等の増減額（ は増加）	617	225
有価証券売却益	3	-
その他	618	2
小計	1,905	3,925
利息及び配当金の受取額	10	13
利息の支払額	191	293
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	436	409
補助金の受取額	74	61
過年度消費税等の支払額	51	19
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,311	3,278
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	30	20
有価証券の売却による収入	19	-
有形固定資産の取得による支出	637	696
有形固定資産の売却による収入	3	20
無形固定資産の取得による支出	65	25
関係会社株式の取得による支出	271	-
差入保証金の差入による支出	69	55
差入保証金の回収による収入	101	64
貸付による支出	1	3
貸付金の回収による収入	0	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 30	2 1,192
事業譲受による支出	3 3,622	3 115
事業譲渡による収入	-	9
事業譲受による収入	-	18
その他	79	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,462	1,975

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	5,100	3,000
長期借入金の返済による支出	3,716	2,746
リース債務の返済による支出	218	178
配当金の支払額	224	158
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得 による支出	-	97
財務活動によるキャッシュ・フロー	939	181
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,211	1,121
現金及び現金同等物の期首残高	7,100	4,891
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の 増加額	2	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,891	1 6,012

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

主要な連結子会社名

ファーマライズ(株)、北海道ファーマライズ(株)、(株)ヘルシーワーク、(株)寿データバンク

当連結会計年度において、GOOD AID(株)はまちほけ(株)を、(株)ヘルシーワークは(有)ひかり調剤薬局をそれぞれ吸収合併いたしました。

また、当連結会計年度において、(株)三幸メディカル、大洋薬品(株)及び(有)平成薬品の株式を新たに取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 1社

HIGUCHI PH VIETNAM CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

連結を適用していない子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、連結の適用範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

HIGUCHI PH VIETNAM CO., LTD.

持分法を適用しない理由

非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、持分法は適用しておりません。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、当連結会計年度において株式を取得した(株)三幸メディカル、大洋薬品(株)及び(有)平成薬品は、決算日が3月31日、みなし取得日を3月31日としているため、貸借対照表のみ連結しております。

また、GOOD AID(株)及びnext PH(株)においては、決算日を3月31日から5月31日へ変更したことにより、連結決算日と一致しております。この決算期変更にともない、当連結会計年度において、令和7年4月1日から令和8年5月31日までの14ヵ月間を連結しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの... 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

市場価格のない株式等...主として移動平均法に基づく原価法

ロ．棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

調剤薬局及びドラッグストアの商品...主として総平均法

コンビニエンスストア及びコンビニエンスストア&ドラッグストアの商品...売価還元法

貯蔵品...最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物

平成19年3月31日以前に取得したもの……主に旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの……主に定額法

その他

平成19年3月31日以前に取得したもの……旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ．無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、償却年数は、自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間(5年)による定額法

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

一部の連結子会社の従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支払に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

調剤薬局事業

医師の発行する処方せんに基づき薬剤師が調剤した医療用薬品及び処方せんが不要な一般用(OTC)医薬品の販売を行っております。医薬品の販売については、通常は商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

物販事業

ドラッグストア・コンビニエンスストアにおいて商品の販売を行っております。通常は商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、一部の商品取引については顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

医学資料保管・管理事業

顧客と管理委託契約を締結しており、契約期間にわたり資料の保管・管理サービスを提供することを履行義務として識別し、月額契約価格を、毎月売上高として認識しております。

医療モール経営事業

当社賃貸物件の保守管理を行っており、顧客(テナント)が共用部を使用する対価について保守・管理等のサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 調剤薬局事業及び物販事業における店舗固定資産の評価

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
固定資産	5,251	5,764
減損損失	142	31

会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 金額の算出方法

当社グループでは、店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、主として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候があると認められる場合には、減損の兆候が把握された各店舗の事業計画を基に割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該店舗固定資産の帳簿価額と比較を行い、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識の要否を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損の測定を行うため、当該店舗固定資産の「回収可能価額」を「正味売却価額」と「使用価値」の比較により決定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(2) 会計上の見積りに用いた主要な仮定

各店舗の将来キャッシュ・フローの基となる事業計画に用いられた重要な仮定には以下が含まれております。

- 1) 各店舗の移店・退店予定
- 2) 各店舗の売上高(処方せん枚数・単価)予測
- 3) 各店舗の人件費予測
- 4) 仕入先との妥結率予測

(3) 翌年度の連結財務諸表に与える影響

経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合や当初想定した効果が得られない場合には、固定資産に係る減損損失が発生し、翌年度における連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん(調剤事業) (うちGOOD A I D株)	6,284 (3,382)	6,021 (3,149)
減損損失(調剤事業) (うちGOOD A I D株)	21 (-)	16 (-)
のれん(調剤事業以外)	515	1,236
減損損失(調剤事業以外)	20	-

会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 金額の算出方法

当社グループは、主としてのれんの取得単位をもとに資産のグルーピングを行い、事業計画の達成状況を確認すること等により、のれんの減損の兆候の有無を把握しております。のれんの減損の兆候があると判断した場合、のれんの帰属する資産グループごとの事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む固定資産の帳簿価額の比較を行い、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識が必要と判定された資産グループについては、当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値により使用価値を算定して、帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。

なお、GOOD A I D株式会社に係るのれんについては、減損の兆候を識別しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失を認識しておりません。

(2) 会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画においては、売上高及び人件費の予測や、買収時に見込んだシナジー効果等の重要な仮定が含まれております。

(3) 翌年度の連結財務諸表に与える影響

経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合や当初想定した効果が得られない場合には、固定資産に係る減損損失が発生し、翌年度における連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

令和10年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

令和10年5月期の期首より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」において独立掲記しておりました「有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において、「営業外収益」において独立掲記しておりました「物品売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「有価証券売却益」に表示していた3百万円及び「営業外収益」の「物品売却益」に表示していた18百万円は、「その他」61百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
その他(流動負債)	111百万円	115百万円
その他(固定負債)	6	6

2 非連結子会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
投資有価証券	291百万円	291百万円

3 担保に供している資産

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
建物及び構築物	239百万円	261百万円
土地	976	1,149
計	1,215百万円	1,410百万円

上記物件に対応する債務は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
長期借入金	1,529百万円	1,627百万円

4 当座貸越契約と当座貸越極度額

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
当座貸越極度額	800百万円	1,070百万円
借入実行残高	-	-
差引額	800百万円	1,070百万円

5 圧縮記帳額

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
工具、器具及び備品	195百万円	246百万円

6 有形固定資産には以下の休止固定資産が含まれております。

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
建物及び構築物	24百万円	85百万円
土地	84	213
計	108百万円	299百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
給料手当	1,169百万円	924百万円
租税公課	3,048	3,206
のれん償却額	763	823

3 一般管理費に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
	9百万円	10百万円

4 固定資産売却益

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
建物及び構築物	0百万円	7百万円
機械装置及び運搬具	2	12
計	2百万円	19百万円

5 固定資産売却損

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	-	1
計	0百万円	1百万円

6 固定資産除却損

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
建物及び構築物	2百万円	6百万円
工具、器具及び備品	0	0
計	2百万円	7百万円

7 減損損失

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

当社グループは当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
店舗（既存）	建物及び構築物等	東京都	13百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	愛知県	21百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	大阪府	41百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	京都府	3百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	富山県	9百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	山梨県	0百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	新潟県	2百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	北海道	14百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	石川県	29百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	神奈川県	2百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	長崎県	3百万円
—	のれん	—	42百万円

当社グループは店舗または事業等を、キャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

上記資産については、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額して、当該減少額を減損損失184百万円として計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物117百万円、工具、器具及び備品5百万円、リース資産(有形)8百万円、差入保証金5百万円、権利金3百万円、のれん42百万円、それ以外1百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は店舗については主に正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額は固定資産税評価額を合理的に調整したもの等により、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないものについては、回収可能価額をゼロとして評価し算定しております。

また、のれんの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.97%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

当社グループは当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
店舗（既存）	建物及び構築物等	東京都	0百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	愛知県	9百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	大阪府	9百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	京都府	2百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	兵庫県	0百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	群馬県	0百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	静岡県	8百万円
店舗（既存）	建物及び構築物等	北海道	2百万円
—	のれん	—	16百万円

当社グループは店舗または事業等を、キャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

上記資産については、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額して、当該減少額を減損損失48百万円として計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物30百万円、のれん16百万円、それ以外1百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は店舗については主に正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額は固定資産税評価額を合理的に調整したもの等により、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないものについては、回収可能価額をゼロとして評価し算定しております。

また、のれんの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.08%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
退職給付に係る調整額		
当期発生額	31百万円	44百万円
組替調整額	11	16
法人税等及び税効果調整前	20	27
法人税等及び税効果額	9	9
退職給付に係る調整額	10	17
その他の包括利益合計	10百万円	17百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	12,060,381	-	-	12,060,381

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	817,166	-	117,690	699,476

(変動事由の概要) 減少数の内訳は、以下のとおりであります。

令和6年9月13日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬による処分 117,690株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成25年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	26
	平成26年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	28
	平成27年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	24
	平成28年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	27
	平成29年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	26
	平成30年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	39
	令和元年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	36
合計			—	—	—	—	208

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年8月29日 定時株主総会	普通株式	224	20	令和6年5月31日	令和6年8月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年8月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	159	14	令和7年5月31日	令和7年8月28日

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	12,060,381	-	-	12,060,381

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	699,476	-	141,620	557,856

(変動事由の概要) 減少数の内訳は、以下のとおりであります。

令和7年9月16日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬による処分 141,620株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	平成25年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	26
	平成26年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	28
	平成27年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	24
	平成28年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	27
	平成29年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	26
	平成30年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	39
	令和元年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	36
合計			—	—	—	—	208

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年8月27日 定時株主総会	普通株式	159	14	令和7年5月31日	令和7年8月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和8年8月28日開催の定時株主総会の議案として、以下のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和8年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	161	14	令和8年5月31日	令和8年8月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
現金及び預金勘定	4,911百万円	6,012百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	20	-
現金及び現金同等物	4,891百万円	6,012百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

株式の取得により新たに株式会社三幸メディカル、大洋薬品株式会社及び有限会社平成薬品を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と新規連結子会社取得のための支出(純増)との関係は以下のとおりであります。

流動資産	926百万円
固定資産	557
のれん	1,232
流動負債	642
固定負債	542
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得額	1,530百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	337
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,192百万円

3 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受にかかる資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

事業譲渡契約により新たに寛一商店グループなどの事業の一部を譲り受けたことにともなう資産及び負債の内訳並びに事業の譲受価額と事業譲受による支出(純額)との関係は以下のとおりであります。

流動資産	414百万円
固定資産	1,639
のれん	1,682
固定負債	117
事業の譲受価額	3,620百万円
現金及び現金同等物	19
事業譲受に係る未払金	21
差引：事業譲受による支出	3,622百万円

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、調剤薬局事業における店舗設備及び什器備品であります。

・無形固定資産

主として、本社における財務、人事管理用ソフトウェア及びドラッグストア用のソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
リース料債権部分	10	10
見積残存価額部分	-	-
受取利息相当額	6	6
リース投資資産	4	4

投資その他の資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
リース料債権部分	255	243
見積残存価額部分	-	-
受取利息相当額	92	84
リース投資資産	163	158

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	10	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (令和8年5月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	10	-	-	-	-	-

投資その他の資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	-	10	10	10	10	212

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (令和8年5月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	-	10	10	10	10	199

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
1年以内	316	306
1年超	1,436	1,400
合計	1,752	1,706

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に普通預金等の流動性の高い金融資産により運用し、資金調達については事業拡大のための必要資金を、主に銀行等金融機関より調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、調剤薬局事業におけるものであり国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金に対するものであるため、信用リスクは低いものと考えております。しかしそれ以外の売掛金、未収入金及びリース投資資産については信用リスクに晒されております。

長期貸付金については、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資にともなう資金調達であり、返済期日及び償還期限は決算日後最長で約9年であります。そのうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権のほとんどが国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金に対するものであるため、当該債権に対するリスク管理は行っておりません。それ以外の債権に対しては取引先のモニタリング等により回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

当社グループは、投資有価証券のうち市場取引のないものについては発行会社の財務状況を把握し保有状況を勘案しております。

資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、設備投資計画や各事業拠点からの報告を基に資金計画を作成し、更新することで資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前連結会計年度(令和7年5月31日)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)リース投資資産	167	167	-
(2)差入保証金	1,809	1,556	253
資産計	1,976	1,723	253
(1)長期借入金	13,693	13,333	359
(2)リース債務	587	587	-
負債計	14,280	13,920	359

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決算されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	令和7年5月31日
非上場株式	339

- (3) リース投資資産には1年以内に期限が到来する分を含んでおります。
- (4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (5) リース債務には1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

当連結会計年度(令和8年5月31日)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)リース投資資産	162	121	41
(2)差入保証金	1,859	1,430	428
資産計	2,021	1,551	469
(1)長期借入金	14,591	14,313	278
(2)リース債務	562	562	-
負債計	15,153	14,875	278

(1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決算されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	令和8年5月31日
非上場株式	339

(3) リース投資資産には1年以内に期限が到来する分を含んでおります。

(4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(5) リース債務には1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(令和7年5月31日)

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,911	-	-	-
売掛金	738	-	-	-
未収入金	3,050	-	-	-
リース投資資産	4	17	26	118

(注) 差入保証金については、返済期日を明確に把握できないため、償却予定額を記載しておりません。

当連結会計年度(令和8年5月31日)

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,012	-	-	-
売掛金	1,120	-	-	-
未収入金	2,638	-	-	-
リース投資資産	4	18	28	111

(注) 差入保証金については、返済期日を明確に把握できないため、償却予定額を記載しておりません。

(注2) 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(令和7年5月31日)

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,639	4,176	1,850	1,363	587	3,074
リース債務	158	134	113	90	62	27

当連結会計年度(令和8年5月31日)

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	4,781	2,332	2,937	883	669	2,986
リース債務	144	161	120	93	23	18

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前連結会計年度(令和7年5月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	-	167	-	167
差入保証金	-	1,556	-	1,556
資産計	-	1,723	-	1,723
長期借入金	-	13,333	-	13,333
リース債務	-	587	-	587
負債計	-	13,920	-	13,920

当連結会計年度(令和8年5月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	-	121	-	121
差入保証金	-	1,430	-	1,430
資産計	-	1,551	-	1,551
長期借入金	-	14,313	-	14,313
リース債務	-	562	-	562
負債計	-	14,875	-	14,875

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース投資資産

リース投資資産については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を新規に借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

該当事項はありません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職一時金制度（非積立型）及び確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度（非積立型）は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
退職給付債務の期首残高	582	604
勤務費用	81	83
利息費用	5	9
数理計算上の差異の発生額	31	44
退職給付の支払額	33	31
退職給付債務の期末残高	604	621

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
非積立型制度の退職給付債務	604	621
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	604	621
退職給付に係る負債	604	621
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	604	621

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
勤務費用	81	83
利息費用	5	9
数理計算上の差異の費用処理額	11	16
確定給付制度に係る退職給付費用	75	75

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
数理計算上の差異	20	27

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。
（百万円）

	前連結会計年度 （令和7年5月31日）	当連結会計年度 （令和8年5月31日）
未認識数理計算上の差異	70	98

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している）

	前連結会計年度 （自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日）	当連結会計年度 （自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日）
割引率	1.5%	2.5%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	前連結会計年度 （自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日）	当連結会計年度 （自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日）
退職給付に係る負債の期首残高	358	434
退職給付費用	52	34
退職給付の支払額	92	95
新規連結子会社取得に伴う増加額	-	56
事業譲受による増加額	117	-
その他	1	3
退職給付に係る負債の期末残高	434	433

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

（百万円）

	前連結会計年度 （令和7年5月31日）	当連結会計年度 （令和8年5月31日）
非積立型制度の退職給付債務	434	433
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	434	433
退職給付に係る負債	434	433
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	434	433

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 52百万円 当連結会計年度 34百万円

4. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度62百万円、当連結会計年度69百万円であります。
一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてもありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年 8月27日	平成26年 8月26日	平成27年 8月25日	平成28年 8月25日	平成29年 8月24日	平成30年 8月28日	令和元年 8月28日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 6 名	当社取締役 7 名	当社取締役 6 名	当社取締役 3 名	当社取締役 3 名	当社取締役 6 名	当社取締役 6 名
株式の種類 及び付与数	普通株式 61,250株	普通株式 87,690株	普通株式 70,020株	普通株式 81,290株	普通株式 66,230株	普通株式 81,360株	普通株式 81,160株
付与日	平成25年 9月26日	平成26年 9月29日	平成27年 9月15日	平成28年 9月14日	平成29年 9月14日	平成30年 9月18日	令和元年 9月17日
権利確定 条件	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。
対象勤務 期間	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。	該当事項はご ざいません。
権利行使 期間	平成25年 9月27日から 令和25年 9月26日まで	平成26年 9月30日から 令和26年 9月29日まで	平成27年 9月16日から 令和27年 9月15日まで	平成28年 9月15日から 令和28年 9月14日まで	平成29年 9月15日から 令和29年 9月14日まで	平成30年 9月19日から 令和30年 9月18日まで	令和元年 9月18日から 令和31年 9月17日まで

(注) 当社は、平成25年12月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったため、新株予約権の目的となる株式の付与数は、株式分割にともない調整された後の数値を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(令和8年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成25年12月1日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年 8月27日	平成26年 8月26日	平成27年 8月25日	平成28年 8月25日	平成29年 8月24日	平成30年 8月28日	令和元年 8月28日
権利確定前(株)							
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後(株)	—	—	—	—	—	—	—
前連結会計年度末	47,390	69,810	56,750	74,290	60,520	78,570	78,390
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	47,390	69,810	56,750	74,290	60,520	78,570	78,390

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年 8月27日	平成26年 8月26日	平成27年 8月25日	平成28年 8月25日	平成29年 8月24日	平成30年 8月28日	令和元年 8月28日
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	561.9	412	430	369	431	498	461

(注) 当社は、平成25年12月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったため、新株予約権の付与日における公正な評価単価は、株式分割にともない調整された後の数値を記載しております。

2. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	216百万円	213百万円
法定福利費	39	37
未払事業税	-	19
退職給付に係る負債	316	350
貸倒引当金	152	115
減損損失	387	319
土地評価差額金	30	29
役員報酬	147	170
関係会社株式	211	397
繰越欠損金(注)	603	745
資産調整勘定	690	569
その他	483	323
繰延税金資産小計	3,278百万円	3,291百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	521	486
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	966	1,072
評価性引当額	1,487	1,558
繰延税金資産合計	1,790百万円	1,732百万円
繰延税金負債		
建物	52	58
その他	14	21
繰延税金負債合計	66百万円	80百万円
繰延税金資産の純額	1,723百万円	1,652百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(令和7年5月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	28	-	13	2	17	541	603百万円
評価性引当額	28	-	13	2	17	459	521 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	81	(b) 81 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金603百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産81百万円を計上しております。当該繰延税金資産81百万円は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(令和8年5月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)	-	13	2	17	51	660	745百万円
評価性引当額	-	13	1	-	30	440	486 "
繰延税金資産	-	-	0	17	20	220	(d) 259 "

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金745百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産259百万円を計上しております。当該繰延税金資産259百万円は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和7年5月31日)	当連結会計年度 (令和8年5月31日)
連結財務諸表提出会社の法定実効税率	30.62%	30.62%
評価性引当額の増減	201.30	23.41
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1,933.84	32.62
交際費等永久に損金に算入されない項目	393.35	7.66
住民税均等割等	1,251.73	16.12
繰越欠損金の期限切れ	539.49	3.14
のれん償却額	2,713.75	30.13
受取配当金の相殺消去	1,879.30	32.62
子会社の連結調整	974.11	22.25
連結子会社との税率差異	294.03	5.63
税率変更による影響額	740.86	1.48
過年度法人税等	7.55	8.36
関係会社株式の税務上の簿価修正額	401.87	-
その他	755.80	0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4,402.28	84.57

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、令和8年1月30日開催の取締役会において、株式会社三幸メディカルの株式を取得し、子会社化することを決議し、令和8年2月13日に株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の概要

被取得企業の名称：株式会社三幸メディカル、大洋薬品株式会社、有限会社平成薬品

事業の内容：卸売業、調剤薬局事業

企業結合を行った主な理由

当社が令和7年6月25日に公表した中期経営計画「Make a Leap 2027」（令和8年5月期から令和10年5月期まで）の成長戦略の一環として実施したものであり、グループ全体の医薬品流通体制の強化と、関東地域での地域密着型の医療サービスの拡充を図ることを目的としております。

企業結合日

令和8年2月13日（株式取得日）

令和8年3月31日（みなし取得日）

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得後の議決権比率

100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式取得による企業結合であるため、現金を引き渡した企業（当社）を取得企業としております。

(2) 連結損益計算書に含まれている取得した事業の業績の期間

みなし取得日を令和8年3月31日としており、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書には被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価： 現金 1,530百万円

取得原価： 1,530百万円

(4) 取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 69百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

発生したのれんの金額

1,232百万円

なお、のれんは、当連結会計年度末において識別可能な資産及び負債の特定等が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

償却の方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する見積期間（20年以内）を償却年数とし、定額法により均等償却を予定しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 926百万円

固定資産 557 "

資産合計 1,483 "

流動負債 642 "

固定負債 542 "

負債合計 1,185 "

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 2,711百万円

営業利益 82 //

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報を、影響の概算額としております。当該概算額は、のれんの償却期間が精査中であるため、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの、のれん償却額を考慮しておりません。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

令和7年5月における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は15百万円(賃貸収益は売上高、賃貸費用は主に売上原価に計上)であります。

令和8年5月における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は17百万円(賃貸収益は売上高、賃貸費用は主に売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

		前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	829	815
	期中増減額	13	24
	期末残高	815	791
期末時価		1,016	663

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少要因は減価償却費による減少額23百万円であります。当連結会計年度の主な減少要因は減価償却費による減少額24百万円であります。
- 3 期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管理 事業	医療モール 経営事業	計		
収益認識の時期							
一時点で移転される 財又はサービス	52,625	8,696	92	-	61,415	754	62,169
一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	-	-	517	511	1,028	309	1,338
顧客との契約から生じる収 益	52,625	8,696	609	511	62,443	1,064	63,508
外部顧客への売上高	52,625	8,696	609	511	62,443	1,064	63,508

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管理 事業	医療モール 経営事業	計		
収益認識の時期							
一時点で移転される 財又はサービス	59,331	8,042	154	-	67,528	672	68,200
一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	-	-	492	505	997	314	1,312
顧客との契約から生じる収 益	59,331	8,042	647	505	68,526	986	69,512
外部顧客への売上高	59,331	8,042	647	505	68,526	986	69,512

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (7)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定しており「調剤薬局事業」、「物販事業」、「医学資料保管・管理事業」及び「医療モール経営事業」の4つを報告セグメントとしております。

「調剤薬局事業」は健康保険法に基づく保険薬局として、医療機関の発行する処方せんに基づき一般患者に医療用医薬品の調剤を行う調剤薬局を運営する事業であります。

「物販事業」はドラッグストアやコンビニエンスストア等を通じ、一般用医薬品、衛生材料、化粧品及び日用雑貨等、医療用医薬品以外の物品を販売する事業であります。

「医学資料保管・管理事業」は医療機関が患者を診察した際に記録するカルテ等の医学資料を、医療機関に代わり倉庫で保管・管理する事業であります。

「医療モール経営事業」は、ファーマライズ株式会社がJR札幌駅内の「JRタワーオフィスプラザさっぽろ」で運営している医療モールに係る事業であります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

また、当連結会計年度より、各報告セグメントの実態をより適切に評価するため、報告セグメントごとの資産の配分方法を見直しております。当該変更を前連結会計年度に反映させた場合、セグメント資産において「医学資料保管・管理事業」が1,550百万円、「その他」が180百万円増加し、「調剤薬局事業部」が1,730百万円減少します。なお、当該変更による連結財務諸表計上額への影響はありません。

3 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管 理事業	医療 モール 経営事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	52,625	8,696	609	511	62,443	1,064	63,508	-	63,508
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	52,625	8,696	609	511	62,443	1,064	63,508	-	63,508
セグメント利益又は 損失()	578	44	51	103	688	52	636	342	293
セグメント資産	26,655	1,969	1,261	299	30,186	1,691	31,878	45	31,924
その他の項目									
減価償却費	549	27	42	17	637	92	730	-	730
のれんの償却額	650	-	95	-	745	17	763	-	763
減損損失	149	14	-	-	164	20	184	-	184
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	1,767	11	37	101	1,917	153	2,071	-	2,071

(注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない人材派遣事業、製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業等が含まれております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 342百万円は、報告セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない提出会社本社管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額45百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産であり、全社資産は主に報告セグメントに帰属しない提出会社現金及び投資有価証券であります。

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管 理事業	医療 モール 経営事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	59,331	8,042	647	505	68,526	986	69,512	-	69,512
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	59,331	8,042	647	505	68,526	986	69,512	-	69,512
セグメント利益又は 損失()	1,386	83	100	87	1,491	113	1,377	397	979
セグメント資産	24,617	1,940	2,445	266	29,269	3,365	32,634	45	32,680
その他の項目									
減価償却費	565	27	38	32	663	125	789	-	789
のれんの償却額	728	-	95	-	823	-	823	-	823
減損損失	39	8	-	-	48	-	48	-	48
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	864	0	22	24	912	377	1,289	-	1,289

(注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない人材派遣事業、製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業等が含まれております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 397百万円は、報告セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない提出会社本社管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額45百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産であり、全社資産は主に報告セグメントに帰属しない提出会社現金及び投資有価証券であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管理 事業	医療 モール 経営事業	計			
当期末残高	6,284	-	515	-	6,800	-	-	6,800

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管理 事業	医療 モール 経営事業	計			
当期末残高	6,021	-	420	-	6,441	815	-	7,257

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

令和6年9月24日の株式取得により有限会社ひかり調剤薬局を連結子会社といたしました。これにともない当連結会計年度において4百万円の負ののれん発生益を計上しております。

なお、負ののれん発生益は報告セグメントに配分しておりません。

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	(株)スズケン	愛知県名古屋 市東区	13,546	医薬品卸売 業	(被所有) 直接 20.3	当社子会社の 医薬品他の仕 入先	医薬品他の 仕入	10,951	買掛金	2,092

(注) 1 取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社子会社と関係を有しない取引先と同様の条件によっております。

当連結会計年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	(株)スズケン	愛知県名古屋 市東区	13,546	医薬品卸売 業	(被所有) 直接 20.1	当社子会社の 医薬品他の仕 入先	医薬品他の 仕入	11,635	買掛金	2,133

(注) 1 取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社子会社と関係を有しない取引先と同様の条件によっております。

(1 株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
1株当たり純資産額	586円21銭	576円71銭
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額()	32円48銭	10円01銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額	- 銭	9円62銭

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益又 は親会社株主に帰属する当期純損失 ()(百万円)	367	114
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属す る当期純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失()(百万円)	367	114
普通株式の期中平均株式数(株)	11,321,567	11,455,189
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(百万円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後 (百万円))	(-)	(-)
普通株式増加数(株)	-	464,814
(うち新株予約権(株))	(-)	(464,814)
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり当期純利益金額 の算定に含めなかった潜在株式の概 要	-	-

(注) 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	2,639	4,781	1.700	—
1年以内に返済予定のリース債務	158	144	2.008	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11,053	9,810	1.700	令和9年4月12日 ～令和17年4月25日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	429	417	2.008	令和9年6月7日 ～令和17年2月28日
合計	14,280	15,153	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,332	2,937	883	669
リース債務	161	120	93	23

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	16,753	33,602	50,556	69,512
税金等調整前中間 (四半期)(当期)純利益金額 (百万円)	131	368	434	698
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益金額又は親会社株主に帰属 する四半期純損失金額() (百万円)	18	111	13	114
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額 () (円)	1.62	9.75	1.20	10.01

(会計期間)	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額() (円)	1.62	11.31	10.87	11.17

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に関わる財務情報に対するレビュー : 無

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当事業年度 (令和8年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,398	4,517
貯蔵品	4	4
前払費用	69	99
短期貸付金	2 2,423	2 1,200
未収入金	2 319	2 170
その他	11	11
貸倒引当金	0	-
流動資産合計	7,226	6,003
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 94	1 86
構築物	0	0
車両運搬具	3	2
工具、器具及び備品	9	9
土地	1 70	1 70
リース資産	170	136
有形固定資産合計	349	305
無形固定資産		
リース資産	47	46
その他	86	63
無形固定資産合計	133	109
投資その他の資産		
投資有価証券	45	45
関係会社株式	17,016	1 18,120
長期貸付金	2 0	-
繰延税金資産	744	709
その他	2 210	2 209
貸倒引当金	93	93
投資その他の資産合計	17,923	18,991
固定資産合計	18,407	19,407
資産合計	25,633	25,411

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当事業年度 (令和8年5月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 3,049	2 4,184
1年内返済予定の長期借入金	2,620	1 4,531
リース債務	53	58
未払金	2 2,000	2 312
未払費用	3	4
災害損失引当金	50	-
未払法人税等	7	8
預り金	6	7
その他	-	2 70
流動負債合計	7,790	9,175
固定負債		
長期借入金	1 10,908	1 9,270
リース債務	183	143
その他	10	10
固定負債合計	11,101	9,424
負債合計	18,892	18,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,961	1,961
資本剰余金		
資本準備金	1,908	1,908
その他資本剰余金	277	253
資本剰余金合計	2,185	2,162
利益剰余金		
利益準備金	3	3
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,853	2,852
利益剰余金合計	2,857	2,855
自己株式	471	376
株主資本合計	6,532	6,602
新株予約権	208	208
純資産合計	6,741	6,811
負債純資産合計	25,633	25,411

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)		当事業年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)	
営業収益	2	1,911	2	2,165
営業費用	1	2 1,252	1	2 1,104
営業利益		659		1,061
営業外収益				
受取利息	2	11	2	14
その他	2	3	2	1
営業外収益合計		15		16
営業外費用				
支払利息	2	142	2	227
支払手数料		51		62
営業外費用合計		193		290
経常利益		481		787
特別利益				
固定資産売却益		-	3	0
受取保険金		43		-
特別利益合計		43		0
特別損失				
関係会社株式評価損		308		592
災害損失		11		-
特別損失合計		320		592
税引前当期純利益		204		195
法人税、住民税及び事業税		3		3
法人税等調整額		5		34
法人税等合計		8		38
当期純利益		195		157

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,961	1,908	285	2,193	3	2,883	2,886
当期変動額							
剰余金の配当						224	224
当期純利益						195	195
自己株式の処分			7	7			
当期変動額合計	-	-	7	7	-	29	29
当期末残高	1,961	1,908	277	2,185	3	2,853	2,857

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	550	6,490	208	6,699
当期変動額				
剰余金の配当		224		224
当期純利益		195		195
自己株式の処分	79	71		71
当期変動額合計	79	42	-	42
当期末残高	471	6,532	208	6,741

当事業年度(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,961	1,908	277	2,185	3	2,853	2,857
当期変動額							
剰余金の配当						159	159
当期純利益						157	157
自己株式の処分			23	23			
当期変動額合計	-	-	23	23	-	1	1
当期末残高	1,961	1,908	253	2,162	3	2,852	2,855

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	471	6,532	208	6,741
当期変動額				
剰余金の配当		159		159
当期純利益		157		157
自己株式の処分	95	71		71
当期変動額合計	95	69	-	69
当期末残高	376	6,602	208	6,811

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物

平成19年3月31日以前に取得したもの……旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの……定額法

その他

平成19年3月31日以前に取得したもの……旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～39年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、償却年数は、自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間(5年)によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支払に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、ブランド使用料、業務受託料及び受取配当金となります。

経営指導料は、子会社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として識別しております。また、ブランド使用料は、子会社に対しブランドの使用許可を行うことにより、当社が構築したブランドイメージ及び取引上の信用を提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務は、子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、子会社の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として認識しております。

業務受託料については、子会社への契約内容に応じた業務の受託を実施することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過に応じ義務を履行するにつれて充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。

また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

科目名	前事業年度	当事業年度
関係会社株式 (うちGOOD A I D株)	17,016 (2,963)	18,120 (2,963)
関係会社株式評価損 (うちGOOD A I D株)	308 (-)	592 (-)

会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 金額の算出方法

当社は、市場価格のない関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、将来の事業計画に基づき、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を計上することとしております。また、企業買収等により超過収益力や経営権等を反映して純資産価額より高い価額で取得した関係会社株式について、超過収益力が将来にわたって見込めなくなったことにより実質価額が著しく低下した場合には、評価損を計上することとしております。

関係会社株式のうち、企業買収によって取得されたものについては、企業買収時の事業計画に基づいて評価した超過収益力（連結財務諸表におけるのれんに相当）を反映して取得価額が決定されているため、当該超過収益力の評価が関係会社株式の評価に当たって重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、GOOD A I D株式会社については、超過収益力が毀損しておらず、超過収益力を反映した実質価額が帳簿価額を上回っているため、評価損を認識しておりません。

(2) 会計上の見積りに用いた主要な仮定

超過収益力の評価の基礎となる事業計画においては、売上高及び人件費の予測や、買収時に見込んだシナジー効果等の重要な仮定が含まれております。

(3) 翌年度の財務諸表に与える影響

経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合や当初想定した効果が得られない場合には、関係会社株式評価損が発生し、翌年度における財務諸表に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当事業年度 (令和8年5月31日)
建物	54百万円	50百万円
土地	69	69
関係会社株式	-	1,599
計	123百万円	1,718百万円

上記に対応する債務

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当事業年度 (令和8年5月31日)
1年内返済予定の長期借入金	- 百万円	124百万円
長期借入金	850	2,193
計	850百万円	2,318百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当事業年度 (令和8年5月31日)
短期金銭債権	2,438百万円	1,361百万円
長期金銭債権	93	93
短期金銭債務	4,968	4,403

3 当座貸越契約と当座貸越極度額

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当事業年度 (令和8年5月31日)
当座貸越極度額	800百万円	800百万円
借入実行残高	-	-
差引額	800百万円	800百万円

4 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、以下のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当事業年度 (令和8年5月31日)
ファーマライズ㈱	160百万円	144百万円

(損益計算書関係)

- 1 営業費用のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当事業年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
役員報酬	265百万円	266百万円
給料手当	118	123
支払手数料	157	155
減価償却費	156	93
修繕費	115	150

おおよその割合は、すべて一般管理費であります。

- 2 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の総額

	前事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当事業年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
営業取引	1,540百万円	1,745百万円
営業取引以外の取引	26	41

- 3 固定資産売却益の内訳

	前事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	当事業年度 (自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)
車両運搬具	- 百万円	0百万円

(有価証券関係)

(単位：百万円)

区分	令和7年5月31日	令和8年5月31日
子会社株式	17,016	18,120

前事業年度の子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式17,016百万円）は、市場価格のない株式等であります。

当事業年度の子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式18,120百万円）は、市場価格のない株式等であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当事業年度 (令和8年5月31日)
繰延税金資産		
資産調整勘定	654百万円	512百万円
役員報酬	147	170
貸倒引当金	29	29
減損損失	7	7
会社分割による子会社株式	20	20
関係会社株式	211	397
繰越欠損金	49	167
その他	34	23
繰延税金資産小計	1,154百万円	1,328百万円
評価性引当額	409	618
繰延税金資産合計	744百万円	709百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当事業年度 (令和8年5月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
評価性引当額の増減	45.29	106.79
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	81.53	116.74
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.32	2.99
住民税均等割等	1.59	1.66
税率変更による影響額	14.14	4.86
関係会社株式の税務上の簿価修正額	17.43	-
その他	0.74	0.94
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.31	19.52

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	94	-	-	8	86	122
	構築物	0	-	-	0	0	0
	車両運搬具	3	-	0	1	2	12
	工具、器具及び備品	9	2	-	2	9	52
	土地	70	-	-	-	70	-
	リース資産	170	-	-	33	136	65
	建設仮勘定	-	2	2	-	-	-
	計	349	4	2	46	305	252
無形固定資産	リース資産	47	20	-	21	46	-
	その他	86	3	-	25	63	-
	ソフトウェア仮勘定	-	23	23	-	-	-
	計	133	46	23	47	109	-

(注) 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりであります。

工具、器具及び備品	企業PR用備品	2百万円
リース資産（無形）	人事管理システム追加ライセンス	20百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	93	-	0	93
災害損失引当金	50	-	50	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日、5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.pharmarise.com/
株主に対する特典	毎年11月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上を1年以上保有している株主に、株主優待カタログ掲載の、当社取扱商品や当社商品券等から選択申込みいただいた1商品を贈呈

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始の日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第39期(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)令和7年8月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第39期(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)令和7年8月25日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書、半期報告書の確認書

第40期中(自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)令和8年1月9日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（子会社からの配当金受領））の規定に基づく臨時報告書 令和7年8月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（子会社からの配当金受領））の規定に基づく臨時報告書 令和7年8月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 令和7年8月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4（提出会社の財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結）の規定に基づく臨時報告書 令和7年12月11日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（提出会社の特定子会社の異動）及び第8号の2（提出会社の子会社の取得）の規定に基づく臨時報告書 令和8年1月30日関東財務局長に提出。

訂正報告書（上記令和8年1月30日臨時報告書の訂正報告書） 令和8年8月5日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4（提出会社の財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結）の規定に基づく臨時報告書 令和8年2月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（連結子会社からの配当金受領）の規定に基づく臨時報告書 令和8年8月18日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和8年8月20日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 尻 慶 太

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 古 市 岳 久

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーマライズホールディングス株式会社の令和7年6月1日から令和8年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社及び連結子会社の令和8年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

GOOD AID株式会社に係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、調剤薬局事業において、店舗数の拡大を図り、スケールメリットを確保するため、M&Aを積極的に推進する方針に基づき、令和6年1月にGOOD AID株式会社の株式を取得し、連結子会社としている。 連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、令和8年5月31日現在、当該株式取得に伴って発生したGOOD AID株式会社に係るのれん残高は3,149百万円であり、連結総資産の9.6%を占めている。 会社は、GOOD AID株式会社の事業計画の達成状況を確認すること等により、のれんの減損の兆候の有無を把握している。GOOD AID株式会社に係るのれんについては、減損の兆候が識別されたため、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額がのれんを含む固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断している。 割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画においては、売上高及び人件費の予測や、買収時に見込んだシナジー効果といった重要な仮定が含まれている。 これらの仮定には経営者の判断が介在するとともに、不確実性を伴うことから、当監査法人はGOOD AID株式会社に係るのれんの評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、GOOD AID株式会社に係るのれんの評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定及び減損損失の測定に至るのれんの減損検討に関連する内部統制の整備状況を理解した。理解した内部統制にはのれんの減損検討に用いられた事業計画の社内の査閲や承認手続を含んでいる。 （２）事業計画及び割引前将来キャッシュ・フローの見積りの検証 ・ 経営者による見積りの精度を評価するため、過去の事業計画と実績との差異分析を実施し、見積りの不確実性を評価した。 ・ 事業計画を構成する主要な勘定科目について比率分析及び趨勢分析を実施し、計画の合理性を確かめた。 ・ 事業計画に含まれる重要な仮定を検証するため、以下の監査手続を実施した。 - 売上高の予測の前提となる処方箋枚数及び処方箋単価の計画について、過去実績と計画の趨勢を分析するとともに、計画を実現するための施策について経営者に質問し、直近の施策の成果に関する社内資料を閲覧した。 - 人件費の予測に関して、人員実績データ及び人員計画を閲覧するとともに、店舗当たりの平均人員数及び一人当たり人件費に係る趨勢分析を実施した。 - 買収時に見込んだシナジー効果に関して、根拠となる資料を閲覧し、具体的な内容と実現可能性を検討した。 ・ 割引前将来キャッシュ・フローの総額の算定結果について、再計算を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ファーマライズホールディングス株式会社の令和8年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ファーマライズホールディングス株式会社が令和8年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和 8 年 8 月20日

ファーマライズホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 尻 慶 太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 市 岳 久

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーマライズホールディングス株式会社の令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社の令和 8 年 5 月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

GOOD A I D株式会社に係る関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、令和 8 年 5 月31日現在、会社の貸借対照表に計上されている関係会社株式18,120百万円には、GOOD A I D株式会社の株式2,963百万円が含まれており、総資産の11.7%を占めている。 会社は、企業買収等により、超過収益力や経営権等を反映して純資産価額より高い価額で取得した関係会社株式について、超過収益力が将来にわたって見込めなくなったことにより実質価額が著しく低下した場合に評価損を計上することとしている。当事業年度において、GOOD A I D株式会社に係る超過収益力が毀損しておらず、超過収益力を反映した実質価額が取得原価を上回っているため、評価損の計上は不要と判断している。 超過収益力の評価の基礎となる事業計画においては、売上高及び人件費の予測や、買収時に見込んだシナジー効果といった重要な仮定が含まれている。 これらの仮定には経営者の判断が介在するとともに、不確実性を伴うことから、当監査法人はGOOD A I D株式会社に係る関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、GOOD A I D株式会社に係る関係会社株式の評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 関係会社株式の評価損計上の要否の判定に関連する内部統制の整備状況を理解した。 （２）超過収益力を反映した実質価額の妥当性の検討 超過収益力を反映した実質価額の妥当性の検討に係る監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載している監査上の主要な検討事項「GOOD A I D株式会社に係るのれんの評価の妥当性」における監査上の対応「（２）事業計画及び割引前将来キャッシュ・フローの見積りの検証」と実質的に同一の内容であることから、具体的な記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回

ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。